

大槌町
下水道 業務継続計画
＜本部編＞

制定 平成27年 3月23日
最新改定 令和 3年10月29日

目 次

<p>1 下水道BCPの趣旨と基本方針..... 1</p> <p>1.1 下水道BCPの策定趣旨..... 1</p> <p>1.2 基本方針..... 1</p> <p>1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲..... 1</p> <p>1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制..... 2</p> <p>2 非常時対応の基礎的事項の整理..... 4</p> <p>2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表..... 4</p> <p>2.2 災害対応拠点と非常参集..... 6</p> <p>2.3 対応体制・指揮命令系統..... 9</p> <p>2.4 代替対応拠点の概要と参集者..... 10</p> <p>2.5 避難誘導・安否確認..... 11</p> <p>2.5.1 避難誘導方法..... 11</p> <p>2.5.2 安否確認方法..... 11</p> <p>2.5.3 職員リスト..... 12</p> <p>2.6 被害状況の把握（チェックリスト）..... 13</p> <p>2.7 災害発生直後の連絡先リスト..... 14</p> <p>2.7.1 国、県、関連行政部局等..... 14</p> <p>2.7.2 民間企業等..... 15</p> <p>2.8 保有資機材と調達先..... 17</p> <p>2.9 備蓄、救出用機材..... 19</p> <p>2.9.1 食料等の備蓄..... 19</p> <p>2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況..... 19</p> <p>3 非常時対応計画..... 20</p> <p>3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合..... 20</p> <p>3.2 勤務時間外に想定地震が発生した場合..... 23</p> <p>3.3 事前対応（水害が発生する可能性がある場合）..... 26</p> <p>4 事前対策計画..... 27</p> <p>4.1 データのバックアップ及び資機材の確保..... 27</p> <p>4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築..... 28</p>	<p>4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認..... 29</p> <p>4.4 受援体制の整備と充実..... 29</p> <p>4.5 民間企業等との協定締結・見直し..... 30</p> <p>4.6 住民等への情報提供及び協力要請..... 30</p> <p>4.7 その他の対策..... 31</p> <p>5 訓練・維持改善計画..... 32</p> <p>5.1 訓練計画..... 32</p> <p>5.2 維持改善計画..... 33</p> <p>5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目..... 33</p> <p>5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目..... 33</p> <p>5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知..... 34</p> <p>6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討..... 35</p> <p>6.1 地震規模等の設定と被害想定..... 35</p> <p>6.1.1 地震規模の設定..... 35</p> <p>6.1.2 津波規模の設定..... 36</p> <p>6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐津波状況..... 37</p> <p>6.1.4 重要情報の保管及びバックアップの現状..... 39</p> <p>6.1.5 被害想定..... 40</p> <p>6.2 優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定..... 42</p> <p>6.2.1 優先実施業務の候補の影響度整理表..... 42</p> <p>6.2.2 優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理表..... 44</p> <p>6.3 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討整理表..... 46</p> <p>7 資料編..... 47</p> <p>7.1 災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定 （H26.3.28）【（公社）日本下水道管路管理業協会】</p> <p>7.2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定 （H8.10.7）</p> <p>7.3 大槌町津波マップ</p>
---	---

1 下水道 BCP の趣旨と基本方針

1.1 下水道 BCP の策定趣旨

- ・ 「業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）（以下、下水道 BCP）」とは、大規模な災害・事故等で職員・庁舎・設備等に相当の被害が生じても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするための計画である。
- ・ 下水道 BCP は、下水道施設が町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時においてもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であること、また、災害時における下水道機能の継続・早期回復は発災後から対応を始めるのでは困難であることを踏まえ策定・運用を行うものである。

1.2 基本方針

- (1) 町民、職員、関係者の安全確保
災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。
- (2) 下水道事業の責務遂行
町民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。
- (3) 対象事象
大規模地震・津波及び水害を対象として策定する。

1.3 下水道 BCP の対象とする業務の範囲

大槌町上下水道課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。（本部編・処理場編）

発災後に確保すべき下水道機能（マニュアル § 3 参照）

- ① トイレ機能の確保
- ② 公衆衛生の保全
- ③ 浸水被害の防除
- ④ 交通障害の発生防止による応急対策活動の確保

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。（災害時の体制は2.3 参照）

(1) 下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・町長への報告 ・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整統括
実務責任者	同課 工務班長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業担当者	同課 工務班員	<ul style="list-style-type: none"> ・実務責任者の補佐 ・県との調整 ・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整（担当窓口）
	同課 工務班員	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検
	同課 工務班員	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の企画及び実施 ・台帳、資機材等の整備

(2) 関連行政部局及び民間企業等

区 分	部署・氏名	役 割
総務部局	庁舎管理実務責任者：総務課長	・庁舎の耐震化、耐水化状況を下水道部局へ提出等
道路・河川部局	県道・二級河川管理実務責任者：沿岸広域振興局 土木部長 町道・準用河川管理実務責任者：地域整備課長	・道路・河川部局の連絡先リストを下水道部局へ提出等
上水道部局	上下水道課長	・上水道部局の連絡先リストを課内で共有
浄化センター・漁業集落排水処理施設維持管理業務受託者	(株)テツゲン	・処理場施設の緊急点検
雨水ポンプ場維持管理業務受託者	高木電気管理事務所 細川電気管理事務所	・雨水ポンプ場施設の緊急点検
災害時支援	岩手県市町村相互応援	・岩手県地域防災計画第3章第10節「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（H8.10.7）」に基づく応援体制の確保
災害時支援	日本下水道事業団 岩手事務所	・処理場、管路及び雨水ポンプ場、雨水排水路の被害調査及び応急復旧対応の応援体制の確保
災害時支援	(公財)岩手県下水道公社	・処理場、管路の被害調査及び応急復旧対応の応援体制の確保

災害時支援	(公社)日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会：(株)伊藤組	・災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定(H26.3.28締結)」に基づく支援体制の確保
災害時支援	岩手県建設業協会釜石支部：(株)青紀土木	・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等
大槌町水道工事指定店	民間 93 社 (町 HP 掲載業者)	・給水及び宅内水道施設開閉栓等
大槌町排水設備工事指定店	民間 94 社 (町 HP 掲載業者)	・宅内排水設備の修繕等
衛生社 (バキュームカー所有)	民間 2 社	・汚水の汲み取り運搬
燃料供給	岩手県石油商業協同組合釜石支部	・「災害時における応急対策用燃料の調達等に関する協定」に基づく応急対策用燃料等の供給
燃料供給	岩手県高圧ガス保安協会釜石支部	・「災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス設備の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保に関する協定」に基づくプロパンガス及び設備等の供給
電力復旧	東北電力(株)釜石営業所	・「災害時における電力復旧に関する協定」に基づく電力復旧
災害時支援	大阪府豊中市	・「災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援体制の確保
応急車両整備	岩手県自動車整備振興会釜石支部	・「災害時における応急車両整備等の支援協力に関する協定」に基づく災害業務従事車両の応急整備及び資機材の貸出
台帳整備	(株)三水コンサルタント東北支社	・施設台帳の出力

2 非常時対応の基礎的事項の整理

2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	<p>[地震]</p> <ol style="list-style-type: none"> 震度4の地震が大槌町内で観測された場合には警戒配備(防災対策課員、総務課員及び本部長指示職員)とする。 震度5弱又は5強の地震が大槌町内で観測された場合には1号非常配備(上記以外に全管理職)とする。 震度6弱以上の地震が大槌町内で観測された場合には2号非常配備(全職員)とし、初動対応を開始する。 <p>[津波]</p> <ol style="list-style-type: none"> 津波注意報(0.2m～1mの津波⇒1mと発表)が大槌町に発令された場合には1号非常配備とする。 津波警報(1m～3mの津波⇒3mと発表)が大槌町に発令された場合には2号非常配備とする。 大津波警報(3m以上の津波⇒5mと発表)が大槌町に発令された場合には2号非常配備)とし、初動対応を開始する。 <p>[水害]</p> <ol style="list-style-type: none"> 気象警報発表又は警報発表可能性「中」以上の場合、参集範囲は、警戒本部は防災対策課長、対策本部は町長判断により決定する。 		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道課内に下水道対策本部を設置。本部長は上下水道課長、副本部長は上下水道課業務班長とする。 処理場は処理場班を設置。班長は上下水道課長とする。 班編成：総務班(調達班)、情報班、調査班(復旧班)、処理場班を置く。 緊急参集メンバーは、全部で5名。 (発動基準未滿で震度4以上の地震の場合は、緊急参集メンバーを3名とし、本部長、副本部長、関係部局への状況を報告する。) 		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道課内に下水道対策本部を置く。 同課が使用できない場合、大槌町中央公民館内に代替対応拠点を置く。 		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	1. 下水道対策本部及び処理場班の立上げ	・災害対応拠点の安全確認等を実施の上、下水道対策本部、処理場班を立上げ	勤務時間内：3時間以内 勤務時間外：3時間以内
	2. 職員等の安否確認	・職員等の参集状況、安否確認を行う	勤務時間内：発災直後 勤務時間外：発災直後
	3. 処理場との連絡調整	・処理場の参集人員や被害状況の把握	勤務時間内：発災直後 勤務時間外：発災直後
	4. 被害状況用の情報収集	・処理場・雨水ポンプ場等の被害状況、停電状況等を確認 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等により被害情報	発災から6時間以内に完了以降、随時実施
	5. 県、町対策本部、関連行政部局への連絡	・県下水環境課、町災害対策本部、関連行政部局へ被害状況、対応状況を連絡するとともに、協力体制を確保	発災から6時間以内に完了以降、随時実施
	6. 緊急点検、緊急調査	・二次災害(人的被害)防止に伴う管路施設の点検を実施 ・重要な幹線等の目視調査を実施	発災から2日以内に完了

	7. 汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している資機材により溢水を解消し、町で対応できない場合には、協力会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 	発災から3日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	8. 緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消 	発災から3日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	9. 浸水対策 (降雨が予想される場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復 ・雨水溢水に対する緊急措置を実施 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議を実施 	発災から3日以内に完了 被害がある場合、適宜実施
	10. 支援要請及び受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備 	発災から3日以内に完了

2.2 災害対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	本部：下水道対策本部 処理場：大槌浄化センター・漁業集落排水施設（処理場編）
2. 下水道対策本部の要員	対策本部長：上下水道課長 対策副本部長：同課 業務班長 総務班長：同課 業務班長 調達班長：同課 業務班長 情報班長：同課 工務班長 調査班長：同課 工務班長 復旧班長：同課 工務班長 処理場班長：上下水道課長 他の要員は、2.3 参照
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	本部：大槌町上下水道課内（※施設・設備が使用できない場合には、代替対応拠点に移る。） 所在地：上閉伊郡大槌町上町 1-3 電話：0193-42-8719 F A X：0193-42-2030 電子メール：suido@town.otsuchi.iwate.jp 携帯電話 携帯メール 衛星電話 処理場：大槌浄化センター事務室 電話：0193-42-2883 F A X：0193-42-2883 電子メール：touhoku.otsuchi@tetsugen.co.jp 携帯電話 携帯メール 衛星電話
4. 下水道対策本部内及び周辺に備える設備	【下水道対策本部活動用】 （下水道対策本部が主に使用する設備） 電話：1回線、FAX：1台、衛生電話：0台、ケーブル電話0台、パソコン：10台、プリンター：1台 コピー機：1台、ホワイトボード：1台、テレビ：1台、ラジオ：0台、公用車：4台 【支援者用】 （支援者へ提供する設備） 作業スペース：第●会議室、駐車スペース：5台、電話1回線、FAX：1台、パソコン：3台、コピー機：1台 プリンター：1台、ホワイトボード：1台（電話回線・FAX・コピー機は下水道対策本部と共用）
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1 の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する 2) 公共交通機関の途絶等により参集に1時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ
6. 各班の担当業務	1) 総務班：職務環境、各班との調整 2) 調達班：資機材の調達、運搬（総務班対応） 3) 情報班：情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議 4) 調査班：調査計画及び調査の実施 5) 復旧班：措置・応急復旧作業、設計及び積算（情報班・調査班の対応） 6) 処理場班：各施設における緊急点検・調査及び応急復旧作業

7. 施設一覧

処理場（全2箇所）

名称	所在地	電話
大槌浄化センター	上閉伊郡大槌町小槌第27地割花輪田28番1	0193-42-2883
吉里吉里地区漁業集落排水処理施設	大槌町吉里吉里第30地割字向山55番1	0193-43-1125

雨水ポンプ場（全3箇所）

名称	所在地	電話
桜木町雨水ポンプ場	上閉伊郡大槌町桜木町1番	
栄町雨水ポンプ場	上閉伊郡大槌町栄町44番21	
大町雨水ポンプ場	上閉伊郡大槌町大町41番5	

マンホールポンプ場（全23箇所）

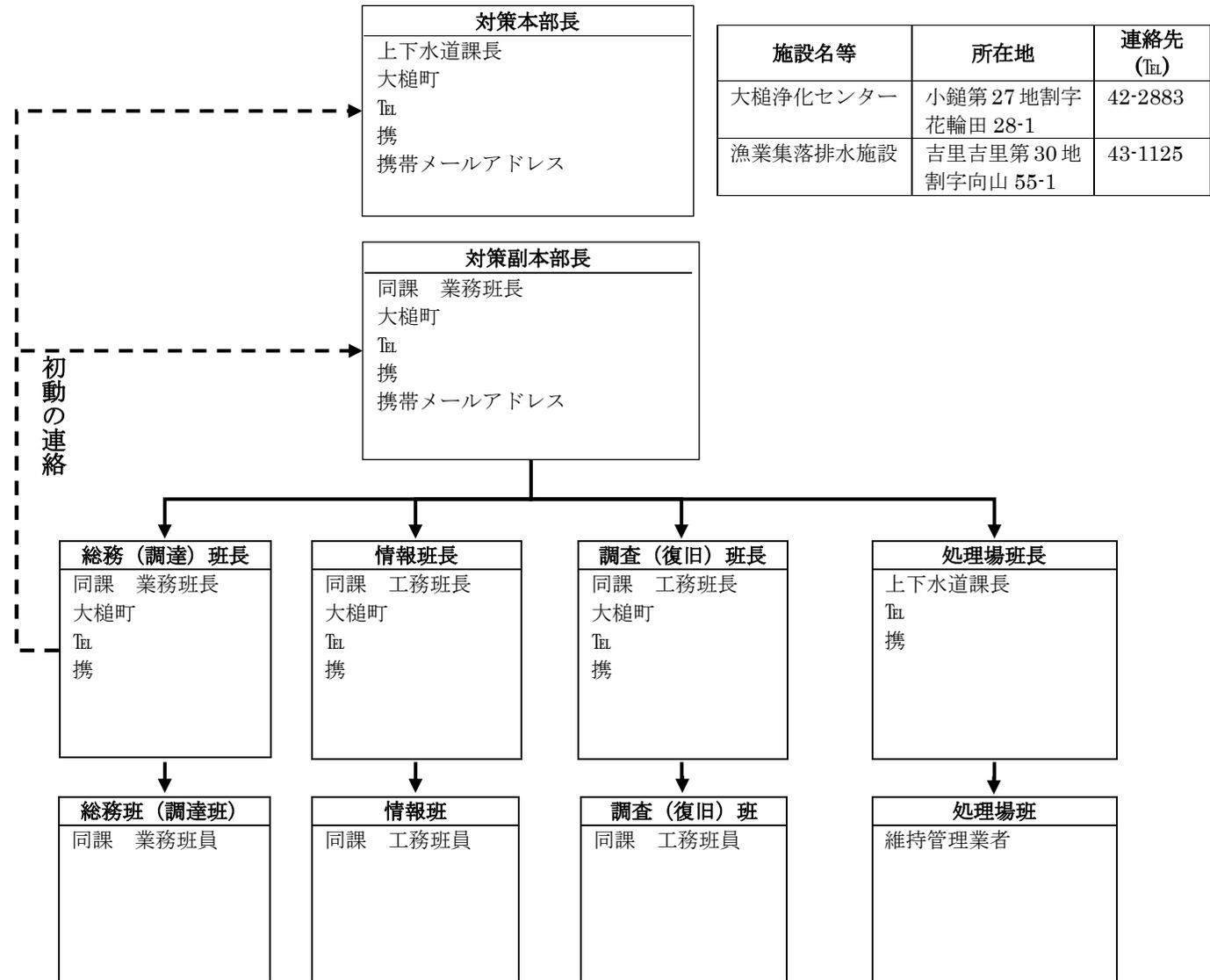
名称	所在地	電話
進入道路雨水マンホールポンプ	大槌町小槌第27地割	
寺野マンホールポンプ	大槌町小槌第23地割	
三枚堂マンホールポンプ	大槌町小槌第21地割	
高清水マンホールポンプ	大槌町小槌第21地割	
桜木町マンホールポンプ	大槌町桜木町1番	
末広町マンホールポンプ	大槌町末広町14番	
安渡マンホールポンプ	大槌町安渡1丁目6番	
沢山マンホールポンプ	大槌町大槌第22地割	
柁内マンホールポンプ	大槌町大槌第12地割	
大ヶロマンホールポンプ	大槌町大ヶロ1丁目2番	
源水マンホールポンプ	大槌町大槌第14地割	
赤浜マンホールポンプ	大槌町赤浜1丁目19番	
惣川1号マンホールポンプ	大槌町赤浜1丁目2番	
惣川2号マンホールポンプ	大槌町安渡3丁目13番	
大町マンホールポンプ	大槌町大町6番	
大町2号マンホールポンプ	大槌町大町9番	
吉里吉里3号マンホールポンプ	大槌町吉里吉里4丁目3番	

	吉里吉里4号マンホールポンプ	大槌町吉里吉里3丁目6番	
	浪板1号マンホールポンプ	大槌町吉里々々第11地割	
	浪板3号マンホールポンプ	大槌町吉里々々第11地割	
	浪板4号マンホールポンプ	大槌町吉里々々第11地割	
	吉里吉里5号マンホールポンプ	大槌町吉里吉里3丁目10番	
	放流ポンプ	大槌町吉里々々第30地割	
	管渠		
	名称	始点	終点
	大槌1号幹線	大槌町赤浜1丁目1番	大槌町小槌第27地割
	大槌2号幹線	大槌町大槌第23地割	安渡1丁目1番
	大槌3号幹線	大槌町大槌第12地割	大槌町上町2番
	大槌4号幹線	大槌町小槌第21地割	大槌町上町2番
	大槌5号幹線(廃止)	大槌町栄町5番	大槌町栄町23番
	大槌6号幹線	安渡2丁目1番	安渡2丁目1番

2.3 対応体制・指揮命令系統

<代理一覧>

対策本部長 代理①	上下水道課長 業務班長
対策副本部長 代理①	業務班長 業務班員
総務班長 代理①	業務班長 業務班員
情報班長 代理①	工務班長 工務班員
調査班長 代理①	工務班長 工務班員
処理場班長 代理① (維持管理業者：(株)テツゲン)	上下水道課長 工務班長



2.4 代替対応拠点の概要と参集者

代替対応拠点名		大槌町中央公民館
平 時	所在地	上閉伊郡大槌町小槌第 32 地割 126
	電話番号、FAX	0193-42-3030
時	代替対応拠点の担当者	教育委員会次長
発 災 時	代替対応拠点設置の判断基準	下水道対策本部（上下水道課）が使用不能または使用上の支障が大きい場合。 （対策本部長又はその代理が判断）
	代替対応拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割	○初動参集基準は、対応拠点が使用できないと疑われる以下のような場合。 1）震度 6 弱以上の地震が発生した場合（本部拠点庁舎は震度 5 までの耐震性を保持） 2）中央公民館に参集したほうが有利な場合（その他本部拠点が使用できないとき） ○初動参集者は、全 5 名。氏名 上下水道課長、業務班長、工務班長、課員 2 名 ・初動参集者は、初動参集基準の何れかが満足された場合、代替対応拠点に直接参集する。 ・対応拠点が使用可能とわかったら、本来の対応拠点へ移動する。 ○役割分担は、参集者状況確認：上下水道課長、本部拠点状況確認：業務班長、業務班員 本部拠点までの経路確認：工務班長、工務班員
	電話、FAX、メールアドレス	電話：0193-42-8719 FAX：0193-42-2030 Mail：suido@town.otsuchi.iwate.jp
	携帯電話番号、携帯アドレス	代替対応拠点への初動参集者の総務担当者（上下水道課長）の 携帯電話番号、アドレス
	代替対応拠点への移動手段	・勤務時間内の場合：本庁下水道部局から徒歩・自転車 ・夜間休日の場合：各自の自宅から徒歩・自転車・自家用車・バイク
避難者への対応	・非常食の確保 ・避難者名簿の作成	

代替対応拠点の合意文書…中央公民館は大槌町の施設なので不要とする

2.5 避難誘導・安否確認

2.5.1 避難誘導方法

建物名等	大槌町役場庁舎
避難誘導責任者 // 代理者	責任者：上下水道課長 代理者：上下水道課 業務班長
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要なければ、来訪者を1階正面玄関ロビーに誘導する。 屋外避難が必要な場合は、階段を使って来訪者を中央公民館に誘導する。 ただし、車椅子の方や階段を使用することができない方については、安全を確認した上でエレベータの使用も可とする。
職員の避難方法	大槌町職員初動マニュアルに従って避難する。
避難経路	別図参照
避難先（集合場所）（※1）	大槌町役場敷地内 駐車場
近隣の公設の避難所	大槌町中央公民館（所在地 大槌町小槌第32地割126）

2.5.2 安否確認方法

安否確認の責任者	責任者：上下水道課長 代理者：上下水道課 業務班長
安否確認の担当体制	担当者：上下水道課長
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：電話・携帯メール・携帯災害伝言板・SNS（facebook、twitter）等 作業手順：電話 → 携帯メール → 携帯災害伝言板 → SNS（facebook、twitter）等
安否確認の発動条件	例）震度4以上の地震が大槌町内で観測された場合。

2.5.3 職員リスト

<個人情報につき、取扱注意>

氏名	所属	下水道BCPにおける役割	保有資格	居住地		参集 可能時期	連絡先	
				住所	災害時 参集手段		電話	メール
	上下水道課長	対策本部長 処理場班長					自宅 携帯	
	同課 業務班長	対策副本部長 総務班長 (調達班長)					自宅 携帯	
	同課 工務班長	情報班長 調査班長 (復旧班長)					自宅 携帯	
	同課 業務班員	総務班員 (調達班員)					自宅 携帯	
	同課 業務班員	総務班員 (調達班員)					自宅 携帯	
	同課 業務班員	総務班員 (調達班員)					自宅 携帯	
	同課 業務班員	総務班員 (調達班員)					自宅 携帯	
	同課 業務班員	総務班員 (調達班員)					自宅 携帯	
	同課 工務班員	情報班員 (復旧班員)					自宅 携帯	
	同課 工務班員	調査班員 (復旧班員)					自宅 携帯	
	同課 工務班員	調査班員 (復旧班員)					自宅 携帯	
	同課 工務班員	調査班員 (復旧班員)					自宅 携帯	
	同課 工務班員	情報班員 (復旧班員)					自宅 携帯	

2.6 被害状況の把握（チェックリスト）

< **月**日（*） **時**分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
下水道部局 職員安否	死者	名 氏名	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内は点呼により確認。 夜間休日（勤務時間外）は 2.5.2 安否確認方法による。
	行方不明者	名 氏名	
	負傷者	名 氏名	
	参集完了者 参集可能の連絡あり	名 名	
庁舎の被害	主要構造部	あり／なし 概要	<ul style="list-style-type: none"> 担当の総務班が、庁舎管理部門に確認する。 被害があれば、建物を使用し続けられるか建築構造の有資格者が詳しく確認する。
	その他	概要	
主要設備の 被害	電力	あり／なし 概要	<ul style="list-style-type: none"> 担当の総務班が、ライフラインの状況を確認する。 被害があれば、庁舎管理部門に連絡する。
	上水道	あり／なし 概要	
	トイレ・下水	あり／なし 概要	
	ガス	あり／なし 概要	
	空調設備	あり／なし 概要	
	情報・通信設備	あり／なし 概要	
	その他	あり／なし 概要	

2.7 災害発生直後の連絡先リスト

2.7.1 国、県、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	町担当者及び代理者
国・県	国土交通省 東北地方整備局建 政部都市・住宅整 備課	下水道係長	電話：022-225-2171 FAX：022-227-4459	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の報告 (原則、岩手県から県内状況を取りまとめの上、報 告する。) 支援活動に必要な情報共有 (被災状況、排水ポンプ車の出動要請、宿泊地、交通 手段、不足しているリソース等) 	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	岩手県県土整備部 下水環境課	下水道事業担当	電話：019-629-5897 FAX：019-629-9130	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の報告と支援要請の依頼 支援に必要な情報共有 (排水ポンプ車の出動要請、宿泊先、交通状況、リソ ース(人、モノ)の状況等) 支援者が提供可能な資器材及び人員の確認 	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	岩手県農林水産部 漁港漁村課	漁業集落環境整備 事業担当	電話：019-629-5825 FAX：019-629-5824	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の報告と支援要請の依頼 支援に必要な情報共有 (排水ポンプ車の出動要請、宿泊先、交通状況、リソ ース(人、モノ)の状況等) 支援者が提供可能な資器材及び人員の確認 	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	沿岸広域振興局 土木部	管理課	電話：0913-25-2708 FAX：0193-27-5574	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び河川占用箇所の状況(点検報告等) 道路及び河川情報の共有 	担当者：工務班長 代理者：工務班員
関連行 政部局	町災害対策本部	総務課長 防災対策課長	電話：0193-42-8710 FAX：0193-42-3855	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の報告 	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	道路・河川管理者	地域整備課長	電話：0193-42-2035 FAX：0193-42-2036	<ul style="list-style-type: none"> 被害箇所の情報共有 通行止め箇所、マンホールの浮き上がり等の情報共有 	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	遠野市水道事務所	下水道業務係	電話：0198-62-2111 FAX：0198-62-3047	<ul style="list-style-type: none"> 地震、津波等による大規模災害時の応援要請 	担当者：工務班長 代理者：工務班員

	奥州市都市整備部 下水道課	管理普及係	電話：0197-24-2111 Fax：0197-22-2533	・地震、津波等による大規模災害時の応援要請	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	豊中市	危機管理課	電話：06-6858-2683 FAX：06-6858-2667	・物資・資機材の提供及び職員の派遣等の応援要請	担当者：工務班長 代理者：工務班員
その他	日本下水道事業団 岩手事務所	所長	電話：019-653-3506 FAX：019-653-3507	・処理場・管路及びポンプ場の被害調査、応急復旧対応の依頼	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	公益財団法人 岩手県下水道公社	理事長	電話：019-638-2623 FAX：019-638-2623	・処理場・管路の被害調査及び応急復旧対応の依頼	担当者：工務班長 代理者：工務班員

2.7.2 民間企業等

連絡先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	町方担当者 及び代理者
民間	株式会社テツゲン	釜石大槌地区下水道施設管理センター長 電話：0193-42-2883 FAX：0193-42-2883	・処理場及びマンホールポンプの被害調査の依頼 ・水質処理状況の情報共有	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	高木電気 管理事務所	電話：090-3361-3699 FAX：0193-42-7321	・雨水ポンプ場の応急復旧対応の依頼（電気設備）	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	細川電気 管理事務所	電話：080-5587-8976 FAX：0192-29-2434	・雨水ポンプ場の応急復旧対応の依頼（機械設備）	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	社団法人 岩手県建設業協会 釜石支部	支部長 (株)青紀土木 電話：0193-27-2530 FAX：0193-27-2906	・調査、応急復旧対応の依頼 ・資機材の調達	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	公益社団法人 日本下水道管路管 理業協会	岩手支部長 (株)伊藤組 電話：0198-24-1193 FAX：0198-24-9798	・調査、管渠洗浄、汚水汲み取り等応急復旧対応の依頼	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	町内衛生処理業者	大安環境衛生(有) 大槌衛生社 電話：0193-42-4131 FAX：0193-42-3601 電話：0193-42-2556	・マンホールポンプ等からの汚水汲み取りの依頼 ・7t×1台、4t×2台 ・マンホールポンプ等からの汚水汲み取りの依頼 ・2t×1台、4t×1台	担当者：工務班長 代理者：工務班員 担当者：工務班長 代理者：工務班員

民間	(株)三水コンサル タント東北支社	支社長	電話：022-728-2705 FAX：022-728-7207	・下水道台帳の出力依頼	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	岩手県高圧ガス保 安協会 釜石支部	釜石ガス(株)	電話：0193-22-3535	・プロパンガス及び設備等	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	岩手県石油商業協 同組合 釜石支部	(有)釜甚興産	電話：0193-44-2432 FAX：0193-44-2118	・応急対策用燃料等	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	電力	東北電力(株) 釜石営業所	電話：0193-27-2501 FAX：0193-27-2591	・被害状況、復旧見込み等の情報共有	担当者：工務班長 代理者：工務班員
	応急車両整備	岩手県自動車整備 振興会釜石支部	電話：0193-24-2065	・災害業務従事車両の応急整備及び資機材の貸出	担当者：工務班長 代理者：工務班員

2.8 保有資機材と調達先

(1) 資機材の備蓄品・調達品リスト

名称	規格	保管場所と数量			調達先
		大ヶロ・その他浄水場	大槌浄化センター 雨水ポンプ場	役場庁舎	
バリケード	A型	0組	0組	2組	
	パイプ式	0組	0組	0組	
セーフティーコーン		16個	5個	10個	
土嚢袋		100袋	0袋	100袋	
鏡(管渠調査用)		0本	0本	1本	
ライト(予備電池)		0個	3個	2個	
巻尺		2個	0個	2個	
コンベックス		2個	0個	3個	
マンホール蓋開閉棒		0本	0本	4本	
バール		2本	0本	3本	
のこぎり		2本	0本	2本	
スコップ		5本	0本	6本	
クリップ他		3丁	0丁	2丁	
可搬式ホイストクレーン		0基	1基	0基	
三脚ヘッド		0脚	1脚	0脚	
防災用水袋	60	4000枚	0枚	0枚	
給水タンク		1.0m ³ -1基 0.5m ³ -6基	0基	0基	
給水タンク車	30000 1台	1台	0台	0台	

(2) 調達先のリスト

調達先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	調達する資機材	当方担当者及び代理者
(社)岩手県建設業協会釜石支部	支部長：(株)青紀土木	電話：0193-27-2530 FAX：0193-27-2906	バリケード他土木資機材一式	担当者：工務班長 代理者：工務班員
岩手県高圧ガス保安協会 釜石支部	釜石ガス(株)	電話：0193-22-3535	プロパンガス及び設備等	担当者：工務班長 代理者：工務班員
岩手県石油商業協同組合 釜石支部	(有)釜甚興産	電話：0193-44-2432 FAX：0193-44-2118	応急対策用燃料等	担当者：工務班長 代理者：工務班員
東北電力(株)	釜石営業所	電話：0193-27-2501 FAX：0193-27-2591	電力復旧	担当者：工務班長 代理者：工務班員
岩手県自動車整備振興会 釜石支部	トヨタ部品東北共販(株)釜石営業所	電話：0193-24-2065	災害対応業務従事車両の応急整備及び資機材の貸出	担当者：工務班長 代理者：工務班員
水道工事指定店	町 HP 掲載業者 (リスト別途作成)	電話：	給水及び宅内水道施設復旧等	担当者：工務班長 代理者：工務班員
排水設備工事指定店	町 HP 掲載業者 (リスト別途作成)	電話：	宅内排水設備復旧等	担当者：工務班長 代理者：工務班員

2.9 備蓄、救出用機材

2.9.1 食料等の備蓄

品 名	個 数	保存期限	保 管 場 所	管理責任者
飲料水				
非常食				
非常用トイレ				
給水タンク				

※大槌町業務継続計画を参照

2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況

品 名	個 数	保 管 場 所	管理責任者

※2.8（1）を参照

3 非常時対応計画

3.1 非常時対応計画【勤務時間内に想定地震が発生した場合】（本部編）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を城山体育館へ誘導。 	2.5.1 1 避難誘導方法
	職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。 ・担当者は不在職員（外出、休暇等）の把握と安否を確認。 ・外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。 	2.5.3 職員リスト 2.5.3 安否確認方法
	処理場との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> ・処理場の職員等の安否、処理場の被害概要を把握。 	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～3 時間	下水道対策本部立上げ <ul style="list-style-type: none"> ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動。 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保。 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。 ・災害対策本部及び県下水環境課等へ対応体制や既に分かっている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告。 	2.2 対応拠点と非常参集 2.6 被害状況の把握 (チェックリスト) 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	災害対策本部への初動連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部へ対応体制や既に判明している被害概況等を報告。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	処理場との連絡調整（2） <ul style="list-style-type: none"> ・処理場の被害状況等を確認。 ・被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討。 	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～6 時間	浸水対策（降雨予報の確認） <ul style="list-style-type: none"> ・今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応 P17】を実施。 	
	災害対策本部との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を報告。 ・災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認。 ・町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び道路・河川担当課等、部局間の相互調整。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～6 時間	被害状況等の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理。 個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民問い合わせに関するマニュアル 町指定排水設備業者リスト
	県への被害状況等の連絡 <ul style="list-style-type: none"> 県下水環境課及び漁港漁村課へ被害状況等を連絡。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	関連行政部局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局（道路、河川部局等）との協力体制の確認。 管理施設が近接している関連行政部局（道路、河川部局等）との共同点検調査の実施方針を調整。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> 台帳類（下水道台帳）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を(株)三水コンサルタントに依頼。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～2 日	緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 調査用具、調査チェックリストを準備。 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> 重要な幹線等の目視調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急点検・調査に関するマニュアル
	避難所等のトイレ機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> 避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等）。 避難所等における水洗トイレの機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施。 	
	民間企業等との連絡確保 <ul style="list-style-type: none"> 汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3 日 適宜実施	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消。 資機材等が不足している場合には、町内土木業者、町内衛生処理業者、(公社)日本下水道管路管理業協会、(株)テツゲンに人員及び資機材を要請。 【緊急輸送路等における交通障害対策】 <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局と協力し、緊急輸送路等における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消。 【浸水対策】 <ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト <ul style="list-style-type: none"> マンホール蓋開閉に関するマニュアル

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～3日	支援要請及び受援体制の整備 ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容(人/物)等を県に連絡。 ・受入場所(作業スペース・保管場所)を確保。 ・県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト ・支援要請に関するマニュアル
	関連行政部局との連絡調整(2) ・応急復旧等を行うにあたって、関連行政部局(道路・河川部局等)と協議。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	処理場との連絡調整(3) ・処理場の被災状況に応じ、仮設トイレからのし尿受入を要請。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
3日～	個別住民への対応 ・排水設備の修理業者の紹介。	
	直営対応可能な軽微な修繕 ・直営で対応可能な軽微な修繕。	
7日～	災害復旧事業の確認 ・被災箇所を災害査定申請するか、県下水環境課と町財政担当との調整。	
▶ 【浸水対応】：町災害対策本部と連携した水防活動の実施 今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、町災害対策本部と連携し、水防活動を開始。 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報発令から2時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、町災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ " 3時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。 浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。 必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ " 6時間まで：排水ポンプ等の手配を(社)岩手県建設業協会釜石支部に要請。 		

3.2 非常時対応計画【勤務時間外に想定地震が発生した場合】（本部編）

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	自動参集 <ul style="list-style-type: none"> 震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集。 その他職員は、対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ。 参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。 	2.2 対応拠点と非常参集
	職員の安否連絡 <ul style="list-style-type: none"> 自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。 	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	指揮系統の確立 <ul style="list-style-type: none"> 参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立。 職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める。 	2.3 対応体制・指揮命令系統図 2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	処理場との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> 処理場の職員等の安否、処理場の被害概要を把握。 	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～3 時間	下水道対策本部立上げ <ul style="list-style-type: none"> 担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 災害対策拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動。 下水道対策本部の立上げ、体制確保。 民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。 災害対策本部及び県下水環境課等へ対応体制や既に分かっている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告。 	2.2 対応拠点と非常参集 2.6 被害状況の把握（チェックリスト） 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	災害対策本部への初動連絡 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部へ対応体制や既に判明している被害概況等を報告。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	処理場との連絡調整（2） <ul style="list-style-type: none"> 処理場の被害状況等を確認。 被害状況確認、応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討。 	2.3 対応体制・指揮命令系統図
～6 時間	浸水対策（降雨予報の確認） <ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応 P17】を実施。 	
	災害対策本部との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を報告。 災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認。 町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び道路・河川担当課等、部局間の相互調整。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間(※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
	被害状況等の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理。 個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民問い合わせに関するマニュアル 町指定排水設備業者リスト
	県への被害状況等の連絡 <ul style="list-style-type: none"> 県下水環境課及び漁港漁村課へ被害状況等を連絡。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	関連行政部局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局（道路、河川部局等）との協力体制の確認。 管理施設が近接している関連行政部局（道路、河川部局等）との共同点検調査の実施方針を調整。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を(株)三水コンサルタントに依頼。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～2日	緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> 調査個所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 調査用具、調査チェックリストを準備。 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急点検・調査に関するマニュアル
	緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> 重要な幹線等の目視調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急点検・調査に関するマニュアル
	避難所等のトイレ機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> 避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等）。 避難所等における水洗トイレの機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施。 	
	民間企業等との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> 汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3日 適宜実施	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消。 資機材等が不足している場合には、町内土木業者、町内衛生処理業者、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、株式会社テツゲンに人員及び資機材を要請。 	
～3日 適宜実施	【緊急輸送路等における交通障害対策】 <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局と協力し、緊急輸送路等における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消。 【浸水対策】 <ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合には県と協議。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト <ul style="list-style-type: none"> マンホール蓋開閉に関するマニュアル
～3日	支援要請及び受援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

3.3 非常時対応計画（事前対応）【勤務時間内に水害が発生した場合】

番号	(標準的な) 行動内容
1	水防本部設置（大雨・洪水警報等の発表）自動参集
2	水防本部へ参集 <ul style="list-style-type: none"> ・水防計画に従い、必要に応じて水防本部へ参集。 ・下水道部局内で、警戒体制を構築。
3	降雨情報等の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の確立。 ・降雨情報等、大雨対応状況、被害情報の収集。
4	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の誘導方法・場所、職員の避難方法・場所・経路の確認。
5	下水道施設に関する情報の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・管きょ内水位、雨水ポンプ場運転状況、雨水貯留施設の貯留量等の確認。 ・風水害による停電に備え、雨水ポンプ場・処理場の非常用発電設備の燃料情報（油種、備蓄量、運転可能時間、石油販売業者等）の確認。
6	水防本部、関連行政部局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設に関する情報（No. 5 の内容）を連絡。 ・河川水位情報の確認
7	水害発生に備えた事前準備 <ul style="list-style-type: none"> ・懸念箇所パトロール（スクリーン設置箇所、浸水・冠水頻繁箇所等）。 ・発災後の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認。 ・排水ポンプ車の要請準備。 ・浸水防止のための緊急措置（土のう・止水版設置等） ・資機材（仮設ポンプ等）の備蓄状況確認。 ・データ類の保護。

4 事前対策計画

4.1 データのバックアップ及び資機材の確保

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
重要 情報	下水道台帳の整備	・一部地域の台帳が整備されていない	・資料収集及び現地調査により台帳整備を進める	・点検調査を速やかに実施することが可能		R3	上下水道課
	データ（下水道台帳等）のバックアップ	・一部データが整備されていない	・台帳システム作成業者にバックアップデータの保存を依頼	・点検調査を速やかに実施することが可能		R3	上下水道課
資機材	保有資機材の把握	・必要な資器材がリストアップされていない ・資機材の保有場所が把握できていない	・保管場所や数量を調査し、資機材リストを作成	・調査復旧を速やかに実践することが可能		R3	上下水道課
	緊急時の資機材調達ルートの確保	・調達ルートが確保されていない	・緊急時の調達ルートを確認	・調査復旧を速やかに実施することが可能		R4	上下水道課
	仮設ポンプの備蓄	・備蓄がなく、迅速な対応ができない	・緊急時の調達ルートを確認	・仮設ポンプの設置により、汚水溢水の解消業務への対応力が向上		R4	上下水道課
	自家発電機の備蓄	・現備蓄数では不足するおそれがあり、迅速な対応ができない	・備蓄数を増やすとともに、緊急時の調達ルートを確認	・仮設ポンプ等の電源を確保でき、汚水溢水の解消業務等への対応力が向上		R5	上下水道課
	固形塩素剤の貯蔵	・2日分程度を貯蔵	・緊急時の調達ルートを確認	・応急的な消毒処理が可能となる		R4	上下水道課
	燃料の備蓄量（処理場・雨水ポンプ場）	・12時間程度の対応量しか確保できていない ・下水道施設の維持管理を外部委託している場合、災害時の燃料調達の義務を負う対象が決められていない	・緊急時の調達ルートを確認 ・災害時において、受託者と発注者のどちらが燃料調達の義務を負うか取り決める	・処理場及び雨水ポンプ場の継続稼働が確保できる ・燃料供給要請を速やかに実施することが可能		R4	上下水道課

設備	情報伝達機器の確保	・電話が不通になったときの情報伝達手段がない	・衛星電話等の準備	・発災時の情報伝達手段を確保		R4	防災対策課 上下水道課
	サーバーの停電対策	・突然の停電でデータが破損する可能性がある	・無停電装置により、正常終了させる	・データの破損を防止することができる		R4	総務課
	共有パソコンの配備	・作業用パソコン数が少ない	・支援者用の作業パソコンの確保	・支援者等の作業向上		R4	総務課
	タブレット端末の確保	・現地調査時等において、調査が紙データしかない	・位置情報を把握できるタブレットを準備	・水害時、道路上に土砂が堆積した場合でも、人孔位置を正確に特定でき、効率的な調査が可能		R5	上下水道課

4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
他部局 との 連絡	部局内のリソース(人・モノ)の配分に関する把握	・上水道事業とのリソース(人・モノ)の配分調整ができていない	・優先実施業務と許容中断時間からリソース(人・モノ)の配分を調整	・部局内でのリソース(人・モノ)の過不足の解消		R3	上下水道課
	関連行政部局とのリソース(人・モノ)の配分に関する調整	・人員不足が考えられるが、他部署からの人員補充等について調整できていない	・関連行政部局とのリソース(人・モノ)の配分を調整する	・発災時の優先実施業務が効率的に実施可能		R4	防災対策課
	連絡・協力体制の構築	・連絡・協力体制が構築されていない	・関連行政部局と連絡・協力体制の構築について調整する	・被害情報の入手が早くなるなど、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能		R4	防災対策課

4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
支援 ルール	支援体制の地方公共 団体を確認	・支援要請する職員以外に協 定内容が周知されていな い	・組織内への周知	・支援要請する職員が不在で も支援要請ができ、応急対策 業務について対応可能		R4	上下水道課
	支援ルールの相互確 認	・岩手県への支援要請の方法 が担当職員以外に周知され ていない	・組織内への周知	・支援の迅速化と支援時の混 乱防止		R4	上下水道課

4.4 受援体制の整備と充実

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
受援 体制	支援者に対する担当 窓口	・担当窓口が設定されていな い	・担当窓口を設置する	・支援者との連絡の円滑化		R4	総務課 上下水道課
	支援者へ提供する情 報等の整理	・提供可能な情報が整理され ていない	・情報を整理する (リスト化)	・支援活動を安全かつ効率的 に実施可能		R4	
		・支援活動に必要な資器材、 備品が不足している	・資機材を整理する (リスト化) ・不足する資機材を揃える ・調達先を探す	・支援者が準備する資機材が 明確になり支援活動を効 率的に実施可能		R3	上下水道課
		・支援活動に必要な作業スペ ース、駐車スペースが設定 されていない	・確保可能な作業スペース、 駐車スペースを整理する (リスト化)	・支援者が使用できる作業ス ペース、駐車スペースが明 確になり支援活動を効率 的に実施可能		R4	総務課 上下水道課
	情報等を災害時下水 道事業関係情報へ登 録	・災害時下水道事業関係情報 の使用方法がわからない	・災害時下水道事業関係情報 の使用方法を周知する ・登録すべき情報を整理し登 録する(変更毎に更新)	・支援者が被災団体の情報を 迅速に把握可能		R4	上下水道課

4.5 民間企業等との協定締結・見直し

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
協定	民間企業等との協定 締結状況	・災害時における災害協定を 締結している	・民間企業等と協定を締結す る ・資機材の確保(仮設ポンプ、 自家発電機、燃料、安全柵 等) ・被害調査人員の確保 ・応急復旧人員の確保	・汚水溢水の解消業務及び雨 水浸水災害等への対応力が 向上		R3	上下水道課
	平時における定期的 な情報共有	・連絡先及び保有資機材情報 等が更新されていない	・情報共有のための定例会を 実施する	・公共団体と民間企業等が最 新情報を共有できる		R4	防災対策課 上下水道課
	他の地方公共団体間 とのリソース調達に 関する調整	・同じ民間企業等と周辺の地 方公共団体が協定を締結 している	・リソース調達に関する調整 を働きかける	・他の地方公共団体とのリソ ース調達の競合を防止		R4	防災対策課 上下水道課
	災害協定の窓口一元 化	・同じ民間企業等と他部局が 協定を締結している	・町で窓口を一元化できるよ う調整する ・発災時に調整・協議できる 体制を作る	・他部局とのリソース調達の 競合を防止		R4	防災対策課 地域整備課 上下水道課

4.6 住民等への情報提供及び協力要請

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
周知	配布・広報用資料の 様式作成	・事前に準備していない	・過去の発災時における事例 を参考に配布・広報用資料 の様式を作成する	・住民等へ有効な情報を迅速 に伝達することが可能		R4	防災対策課
	下水道使用制限・自 粛エリアの公表	・想定していない	・自治体のホームページや携 帯電話で、下水道の使用制 限・自粛エリアを確認でき るようにする	・住民等へ有効な情報を迅速 に伝達することが可能		R4	総務課 防災対策課

4.7 その他の対策

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
共通	代替拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> 本庁の耐震性能が低い 本庁の耐水化が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館を代替拠点とする 	<ul style="list-style-type: none"> 代替拠点で、応急対応業務の実施が可能 		R4	総務課 上下水道課
	復旧対応の記録	<ul style="list-style-type: none"> 作業指示等を記録する様式がない 	<ul style="list-style-type: none"> 様式の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 作業向上 		R4	上下水道課
	人材育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 体制が構築されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> OB等からの協力確保 		R4	総務課 上下水道課
	非常用発電設備の燃料使用の把握・整理 (処理場・雨水ポンプ場)	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の使用量・時間が把握できていない 	<ul style="list-style-type: none"> 油種、備蓄量、運転可能時間、納入メーカーを把握 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料供給要請を速やかに実施することが可能 		R4	上下水道課
	管内貯留可能量・時間の把握(最初に溢水するマンホールの把握)	<ul style="list-style-type: none"> 管内貯留可能量・時間が把握できていない 	<ul style="list-style-type: none"> 管内貯留可能量・時間を把握 	<ul style="list-style-type: none"> マンホールからの溢水を防止するための事前対策が可能 		R4	上下水道課
	下水処理場について、簡易処理ルート の確保	<ul style="list-style-type: none"> 簡易処理方法が確保できていない 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易処理方法の確保に向けた対応手順の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 必要最低限の機能を速やかに確保することが可能 		R4	上下水道課
	雨水ポンプ場について、応急揚排水機能 の確保	<ul style="list-style-type: none"> 応急的な揚排水機能が確保されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 応急的な揚排水機能の確保に向けた対応手順の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 必要最低限の機能を確保することが可能 		R4	上下水道課

5 訓練・維持改善計画

5.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
参集訓練	・地震・津波及び水害を想定した職員の非常参集	全職員	毎年＊月	庁舎	防災対策課
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話メールにより安否を連絡 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ	全職員	毎年＊月	庁舎	防災対策課
実地訓練	・仮設ポンプの運転確認 ・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプ等の運搬設置 ・仮設発電機によるマンホールポンプの運転	上下水道課員	毎年＊月	現地	上下水道課
情報伝達訓練	・本部（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練 ・他の地方公共団体や民間企業等との支援に関する情報伝達訓練 ・道路・河川部局等の関連行政部局との情報伝達訓練 ・関連協会・団体・民間企業等（処理場等の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者等）との情報伝達訓練	各担当班の責任者、代理者及び担当者 関係機関等の担当者等 協定先の担当者等	毎年＊月	庁舎	上下水道課
図上訓練 (シナリオ提示型)	・非常時対応計画等の対応手順等、訓練シナリオを事前に提示して、手順どおりに対応を行う	上下水道課員	毎年＊月	庁舎	上下水道課
図上訓練 (シナリオ非提示型)	・事前に訓練シナリオを提示せず、訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する	上下水道課員	毎年＊月	庁舎	上下水道課

5.2 維持改善計画

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
下水道部局や関係先（国、県、関連行政部局、民間企業等）の人事異動により、指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号やメールアドレス）の変更がないか	年2回 (4月、10月)	工務班	上下水道課
重要なデータや文書のバックアップを実施しているか。	年2回 (6月、12月)	工務班	上下水道課
策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関連する文書がすべて最新版に更新されているか。	年2回 (8月、2月)	工務班	上下水道課
下水道台帳を更新しているか。	年2回 (4月、10月)	工務班	上下水道課

5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目

<実施時期：毎年7月頃>

点検項目	点検実施部署	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか	工務班	上下水道課
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCP変更の必要の有無を検討したか	工務班	上下水道課
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか	工務班	上下水道課
来年度予算で取り上げる対策を検討したか また、実施未定の対策について、予算化を検討したか	工務班	上下水道課
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか	工務班	上下水道課
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか	工務班	上下水道課
下水道台帳を更新しているか	工務班	上下水道課

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

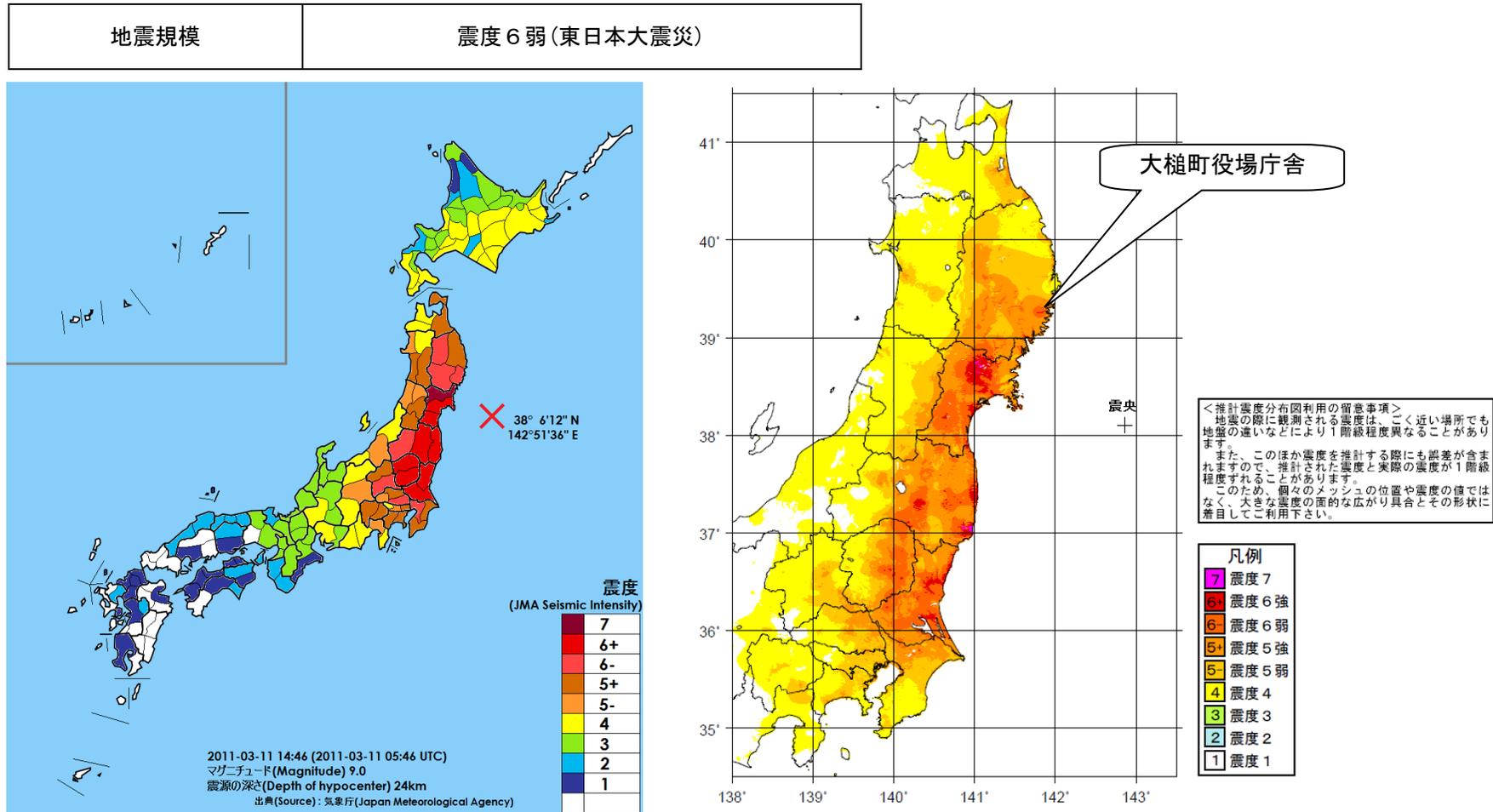
周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	下水道対策本部及び拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	令和3年度
岩手県県土整備部 下水環境課	同上	下水環境課計画担当に対して、一覧表を提出	令和3年度
岩手県農林水産部 漁港漁村課	同上	漁港漁村課計画担当に対して、一覧表を提出	令和3年度

6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

6.1 地震規模等の設定と被害想定

6.1.1 地震規模の設定

大槌町では、以下の地震が発生したことを想定して被害想定を行う。

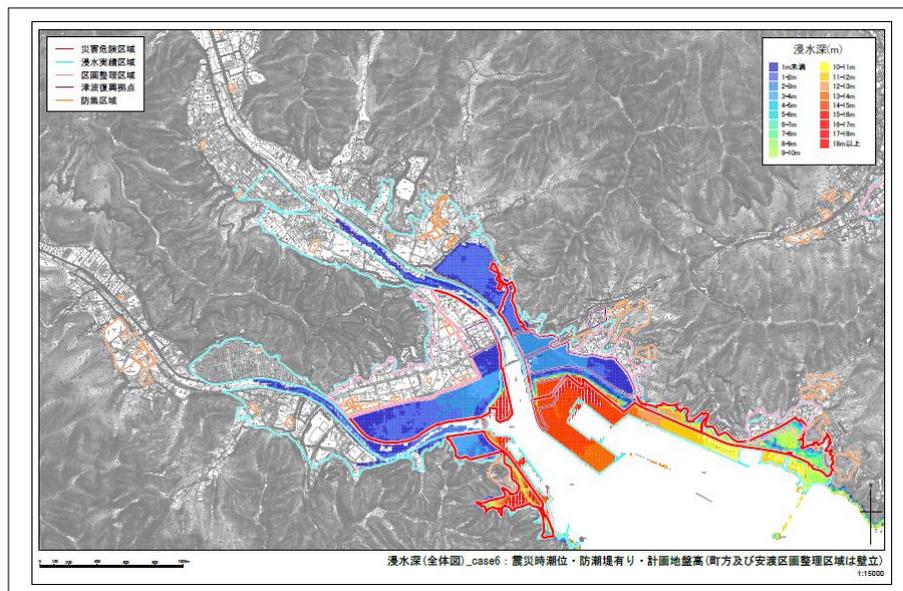


6.1.2 津波規模の設定

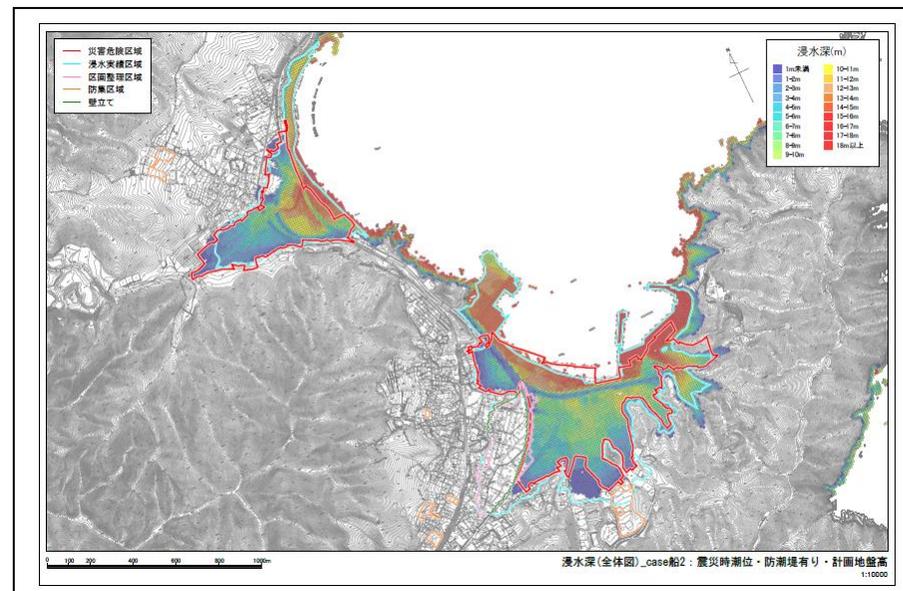
大槌町では、以下の津波が発生したことを想定して被害想定を行う。

津波規模	東日本大震災
------	--------

【公共下水道区域】



【漁業集落排水区域】



6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐津波状況

(1) 既存施設（庁舎、管路、処理場、ポンプ場）

① 庁舎（建物）の状況把握

建物の名称	大槌町役場庁舎
項目	結果
庁舎の建築時期	平成 6 年
新耐震基準対応の有無	■ 対応済み □ 未対応
耐震補強の有無	□ 耐震補強実施済み □ 実施したが完全ではない ■ 未実施（もしくは実施状況不明）
耐震診断の結果	■ 問題なし（震度 5 までの耐震性） □ 問題あり □ 未実施／不明
耐震診断・工事等の当面の予定、 検討状況	■ 予定なし □ 耐震診断の予定あり（予定の内容： ） □ 耐震工事の予定あり（予定の内容： ）
洪水ハザードマップによる危険の有無（浸 水予想区域内か否か）	■ 予想区域外 □ 予想区域内 （ ）
津波ハザードマップによる危険の有無	■ 予想区域外 □ 予想区域内

② 下水道施設の耐震化状況の把握

a) 管渠（詳細は管渠台帳参照 最新 H22.3 月）

幹線名	設計 年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
		土木		建築		
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
大槌 1 号幹線	H9 以前	×	×	－	×	復興事業で布設替え
大槌 3 号幹線	H9 以降	○	×	－	×	
大槌 4 号幹線	H9 以降	○	×	－	×	一部復興事業で布設替え
大槌 5 号幹線	H9 以降	○	×	－	×	今後使用しない

b) 施設（詳細は処理場・ポンプ場平面図参照 最新 H25.3 月）

施設名	設計年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
		土木		建築		
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
大槌浄化センター管理棟	H9 以前	×	×	×	×	耐震設計不明
同上沈砂池ポンプ棟	H9 以前	×	×	×	×	耐震設計不明
同上汚泥棟	H9 以前	×	×	×	×	耐震設計不明
漁業集落排水施設管理棟	H9 以降	○	○	○	×	
同上沈砂池	H9 以降	○	○	○	×	
桜木町雨水ポンプ場	H9 以前	×	×	×	×	耐震設計不明
栄町雨水ポンプ場	H9 以前	×	×	×	×	耐震設計不明
大町雨水ポンプ場	H9 以降	○	○	○	×	

(2) 設備、棚・ロッカー、機器等

場 所	設 備 名	対策の必要性、実施すべき内容	備考
大槌浄化センター	書庫	固定が必要・未実施	

6.1.4 重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	課内書類棚	上下水道課	紙、電子	有り	随時	電子化	役場サーバー
施設平面図	課内書類棚、浄化センター内	上下水道課	紙、電子	有り	随時	電子化	事務所
縦断面図	課内書類棚	上下水道課	紙、電子	有り	随時	電子化	役場サーバー
下水道台帳	課内書類棚	上下水道課	紙、電子	有り	随時	電子化	役場サーバー
原図	課内書類棚	上下水道課	紙、電子	有り	随時	電子化	役場サーバー
耐震化状況図			—	—	—	—	—
受益者負担金等情報	課内書類棚	上下水道課	紙、電子	有り	随時	電子化	役場サーバー
行政文書データ	課内書類棚	上下水道課	紙、電子	有り	随時	電子化	役場サーバー

6.1.5 被害想定

項目		被害想定	
庁舎	本庁舎	平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災の際に大槌町は震度 6 弱を観測。地震での被害は無く津波及び火災による被災であったため、地震のみであれば庁舎は利用可能。 ガラスの飛散、棚の転倒、机上の書類・パソコンの転倒・落下は発生する可能性がある。	
下水道施設	管路施設	町内の地形上、マンホールポンプが多いため、停電が発生した場合には町内各所で汚水溢水の可能性がある。また、マンホールの浮上・管路の蛇行も発生する可能性がある。	
	大槌浄化センター	大槌浄化センターは耐震基準未診断であるが、震度 6 弱で被害無しだったため、地震のみであれば利用可能であるが、機器の配管等が損傷する可能性がある。	
	漁業集落排水施設	自家発電装置を設置していないので停電の場合汚水処理不可能となるが処理場が溢水することはない。 漁業集落排水施設は耐震基準を満たしており、震度 6 弱で被害無しだったため、地震のみであれば利用可能であるが、機器の配管等が損傷する可能性がある。 自家発電装置が無いため、停電の場合汚水処理不可能となるが処理場が溢水することはない。	
	桜木町雨水ポンプ場 栄町雨水ポンプ場 大町雨水ポンプ場	桜木町雨水ポンプ場・栄町雨水ポンプ場は耐震基準未診断であり、大町雨水ポンプ場は耐震基準を満たしている。全雨水ポンプ場において震度 6 弱で被害が無かったため、地震のみであれば利用可能であるが、機器の配管等が損傷する可能性がある。また、自家発電装置を有しているため停電時においても利用可能である。	
	要員	家屋倒壊や本人・家族の負傷等により登庁できない職員が出る。また、公共交通手段の途絶や車両による移動が困難となることと予想され、発災後 1 時間以内に参集可能な職員は全体の**%程度と予想される。参集者は徐々に増加し、24 時間後で全体の**%程度となる。	
ライフライン・インフラ	電力	発災直後は断線などにより電力供給が中断する可能性が高い。地震のみの場合は 3 日間程度、津波が発生した場合は最大半月程度、庁舎・処理場に電力が供給されない可能性がある。	
	水道	断水については地震のみの場合は 3 日間程度、津波が発生した場合は半月程度が見込まれ、庁舎・処理場に水道供給されない可能性がある。家屋倒壊の場合は使用不可能である。水洗トイレは電力を使用しない物については使用可能。	
	電話	固定電話	NTT 回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。地震のみの場合 3 日間程度電話が掛かりにくいと思われる。津波が発生した場合は半月程度使用できない可能性がある。
		携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。地震のみの場合は 3 日間程度、電話が掛かりにくいと思われるが、メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。津波が発生した場合は半月程度使用できない可能性がある。
	道路	発災直後は避難のため渋滞が予想されるが、その後は燃料の使用を控えるために渋滞は落ち着くとみられる。地震のみの場合は、道路の陥没・マンホールの浮上等の処置が必要であるが、津波が発生した場合は、道路上に瓦礫が散乱するために撤去作業に時間を要し、幹線道路は一週間程度、その他道路は一か月以上使用できない可能性がある。	
鉄道	発災直後は運航が見合わせになる可能性が高い。地震のみの場合は軌道の点検のみであれば数日、地震による被害・津波が発生した場合は一か月から数ヶ月程度運航できない可能性がある。		

	バス	発災直後は運航が見合わせになる可能性が高い。地震のみの場合は、道路の陥没・マンホールの浮上等の処置が必要であるが、津波が発生した場合は、道路上に瓦礫が散乱するために撤去作業に時間を要し、幹線道路は一週間程度、その他道路は一か月以上使用できない可能性がある。
その他	広域的な被害	東日本大震災での状況から、津波が発生した場合、燃料・物資の不足の他、災害時の協定を締結している町内業者の人員・資材・重機の不足が生じることが想定される。
	応援要請	下水道施設の被害について、地震のみであれば被害は小規模と想定され、協定を締結している町内業者及び維持管理を契約している業者で対応可能と思われるが、津波が発生した場合には被害が大規模になり、日本下水道事業団・公益財団法人岩手県下水道公社・公益社団法人日本下水道管路管理業協会への応援要請を始めとし、社団法人岩手県建設業協会釜石支部・維持管理業者・衛生処理業者への応援要請が必要になると想定される。

6.2 優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定

6.2.1 優先実施業務の候補の影響度整理表

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の参集状況及び安否確認 ・災害対応拠点（本庁舎等）の被害状況、安全性を確認 ・下水道対策本部の立上げ、体制確保 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・町災害対策本部及び県下水環境課等へ、対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下のすべての業務が遅延するおそれがある
2	被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場・雨水ポンプ場の職員等の安否、参集人員、被害の概要を把握 ・応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討 ・必要に応じて、仮設トイレからのし尿受入を協議 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 ・個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁と処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場・雨水ポンプ場の機能回復に支障 ・被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信不満が増長
3	都道府県、町災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・県下水環境課へ被害状況、対応状況等を連絡 ・県漁港漁村課へ被害状況、対応状況等を連絡 ・町災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・町災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・町全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 ・関連行政部局（道路、河川部局等）との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局（道路・河川部局等）との共同点検調査の実施方針を調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生
4	緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査個所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 ・調査用具、調査チェックリストを準備 ・二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 ・重要な幹線等の目視調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路陥没や人孔の浮上等に起因した事故等による住民の生命を脅かす可能性が懸念される ・処理場や雨水ポンプ場において、有害物質等が放出され、住民の生命を脅かす可能性が懸念される ・緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、健康被害の発生が懸念される

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響の可能性
5	汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄している資機材（仮設ポンプ、仮設配管等）により、溢水解消 ・ 町で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、●●会社に汚泥吸引車の手配及び措置を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未処理汚水が道路上へ流れ出ることにより健康被害の発生が懸念される
6	緊急輸送路等における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連行政部局と協力し、緊急輸送と等における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通障害等による救急搬送の遅延、緊急物資輸送への影響等住民の生命、避難生活等に大きな影響が懸念される
7	浸水対策 (降雨が予想される場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水ポンプ場の復旧等、雨水排除機能を回復 ・ 雨水溢水に対する緊急措置を実施 ・ 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を町で対応できない場合は県と協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧活動に影響を与えるだけでなく、内水氾濫被害の拡大や住民の生命・財産等に大きな影響が懸念される
8	支援要請及び受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県や他の地方公共団体に支援要請（人・モノ）を行うとともに、受入場所（作業部ベース・駐車スペース・資機材の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援要請及び受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解決できないおそれ
9	一次調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化・健康被害が懸念される
10	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次調査の結果により、応急的な施設の暫定機能を確保するために実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念

6.2.2 優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理表

No	優先実施業務	対応の目標時間	自前、他者への依頼による実施の可否	実施方法
1	下水道対策本部の立上げ	3時間	自前：可・ 不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課） 対応者：対策本部長（ただし、夜間休日は、初期参集者が立上げ準備を開始） 対応方法：電源・通信の確認、県に被害の第一報、町対策本部との連絡調整
2	職員等の安否確認	1時間	自前：可・ 不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課） 対応者：総務班 対応方法：勤務時間中は電話。電話が不通ならば携帯メールで実施 夜間休日は、参集後に、携帯メールで実施
3	処理場との連絡調整	1時間	自前：可・ 不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課） 対応者：情報班 対応方法：処理場班に電話で被害状況、参集状況等を確認。電話が不通ならば公用車及び徒歩で直接状況確認
4	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	6時間	自前：可・ 不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課） 対応者：情報班 対応方法：電話又は携帯メールで実施
5	緊急点検	2日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：マンホールポンプ場、国道・河川軌道横断部、避難所下流管等 対応者：調査班 対応方法：職員、保有資機材で点検を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、情報班を通じて町内土木業者に応援を依頼。
6	支援要請	3日	自前：可・ 不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課） 対応者：下水道対策本部 対応方法：電話により県へ連絡。
7	被害状況等の情報収集と情報発信	3日	自前：可・ 不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（上下水道課） 対応者：町災害対策本部又は下水道対策本部で対応 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、町災害対策本部を通じて関連部局からの伝達情報、町民からの通報等による情報を情報班が整理。発信情報は下水道対策本部を經由し、極力書面で町災害対策本部へ連絡。
8	緊急調査	2日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：重要な幹線等（優先度が高い路線） 対応者：調査班 対応方法：職員、保有資機材で調査を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、調達班（総務班）を通じて社団法人岩手県建設業協会釜石支部に応援及び資機材調達を依頼。

No	優先実施業務	対応の 目標時間	自前、他者への依頼 による実施の可否	実施方法
9	汚水溢水の解消	3日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：汚水溢水箇所 対応者：復旧班(調査班) 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。要員及び資機材が不足する場合は、情報班を通じて社団法人岩手県建設業協会釜石支部、維持管理業者、排水設備業者、衛生処理業者に応援及び資機材調達を依頼。
10	一次調査	7日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：区域全体（優先度が高い地区からの調査） 対応者：調査班 対応方法：保有資機材・調達資機材で実施するとともに、下水道事業団・公益財団法人岩手県下水道公社・公益社団法人日本下水道管路管理業協会へ支援要請を行い実施する。
11	応急復旧	14日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所 対応者：復旧班(調査班) 対応方法：支援部隊とともに設計を行い、社団法人岩手県建設業協会釜石支部、メーカー等に業務を委託し実施する。
12	浸水被害の防除	—	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所 対応者：復旧班(調査班) 対応方法：支援部隊とともに設計を行い、社団法人岩手県建設業協会釜石支部、メーカー等に業務を委託し実施する。

6.3 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討整理表

No	優先実施業務	リソース	必要数量	現状で確保できる数量	代替の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	職員	1人	3人	—
2	職員等の安否確認	職員	1人	3人	—
		連絡先リスト			
3	処理場との連絡調整	職員	1人	3人	—
4	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	職員	1人	3人	—
5	緊急点検	職員	3人	2人	人数不足の場合は、支援要請により対応
		一般平面図			
6	支援要請	職員	1人	2人	—
7	被害状況等の情報収集と情報発信	職員	1人	2人	—
8	緊急調査	職員	3人	2人	人数不足の場合は、支援要請により対応
		下水道台帳	3部	1部	
9	汚水溢水の解消	職員	2人/班体制 3班(6人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	3台	0台	不足する場合は、協力業者に要請
		仮設ポンプ	3台	0台	不足する場合は、協力業者に要請
10	一次調査	職員	4人/班体制 2班(4人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		下水道台帳	—	—	
11	応急復旧	職員	4人/班体制 1班(4人)	2人/班体制 1班(2人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	1台	0台	不足する場合は、協力業者に要請
12	浸水被害の防除	職員	—	—	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	—	—	不足する場合は、協力業者に要請

7 資料編

7.1 災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定（H26.3.28）

災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定

岩手県（以下「甲1」という。）、盛岡市（以下「甲2」という。）、宮古市（以下「甲3」という。）、大船渡市（以下「甲4」という。）、花巻市（以下「甲5」という。）、北上市（以下「甲6」という。）、久慈市（以下「甲7」という。）、遠野市（以下「甲8」という。）、一関市（以下「甲9」という。）、陸前高田市（以下「甲10」という。）、釜石市（以下「甲11」という。）、二戸市（以下「甲12」という。）、八幡平市（以下「甲13」という。）、奥州市（以下「甲14」という。）、滝沢市（以下「甲15」という。）、早石町（以下「甲16」という。）、岩手町（以下「甲17」という。）、紫波町（以下「甲18」という。）、矢巾町（以下「甲19」という。）、西和賀町（以下「甲20」という。）、金ケ崎町（以下「甲21」という。）、平泉町（以下「甲22」という。）、住田町（以下「甲23」という。）、大槌町（以下「甲24」という。）、山田町（以下「甲25」という。）、岩泉町（以下「甲26」という。）、田野畑村（以下「甲27」という。）、軽米町（以下「甲28」という。）、野田村（以下「甲29」という。）、九戸村（以下「甲30」という。）、洋野町（以下「甲31」という。）及び一戸町（以下「甲32」という。）（以下甲1から甲32までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、人孔、ポンプ等の付属施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに、行う乙の復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震・津波による災害
- (2) 豪雨・洪水による災害
- (3) 大規模な事故等による災害
- (4) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の対象施設）

第3条 乙の復旧支援の対象とする施設は、甲の所管する下水道管路施設とする。

（復旧支援の内容）

第4条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の要請）

第5条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、第11条第1号に規定する甲の事務局が甲1から甲32までの支援の要請を取りまとめた上で、次条に定める手続により、第11条第2号に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第7条 乙は、第5条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

（個人情報等の保護）

第8条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第9条 乙は、甲の要請により行った復旧支援業務が終了したときは、速やかに、第11条第1号に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

（広域災害）

第10条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部の指揮に従うものとする。

（事務局）

第11条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、岩手県県土整備部下水道環境課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会とする。

（復旧支援に要する費用）

第12条 第4条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲32までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙の双方から変更又は解除の申出がない場合は、この協定はさらに1年間継続されるものとし、次年度以降も同様とする。

2 乙は、協定の有効期間を継続された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車輛等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲32までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また同様とするものとする。

この協定を証するため、本書33通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

甲1 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県知事 達増拓也



甲2 岩手県盛岡市愛宕町6-8

盛岡市上下水道事業管理者
平野耕一郎



甲3 岩手県宮古市長町1-2-1

宮古市長 山本正徳



甲4 岩手県大船渡市盛町字津野沢15

大船渡市長 戸田公明



甲5 岩手県花巻市花城町9-30

花巻市長 上田東一



甲6 岩手県北上市芳町1-1

北上市長 高橋敏彦



甲7 岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市長 遠藤譲一



甲8 岩手県遠野市東館町8-12

遠野市長 本田敏秋



甲9 岩手県一関市竹山町7-2

一関市長 勝部修



甲 10 岩手県陸前高田市高田町字鳴石 42-5

陸前高田市市長 戸羽 太



甲 11 岩手県釜石市只越町 3-9-13

釜石市長 野田 武則



甲 12 岩手県二戸市福岡字川又 47

二戸市長 藤原 淳



甲 13 岩手県八幡平市大更 35-62

八幡平市長 田村 正彦



甲 14 岩手県奥州市水沢区大手町 1-1

奥州市長 小沢 昌記



甲 15 岩手県滝沢市中鵜飼 55

滝沢市長 柳村 典秀



甲 16 岩手県岩手郡雫石町千刈田 5-1

雫石町長 深谷 政光



甲 17 岩手県岩手郡岩手町大字五日市 10-44

岩手町長 民部田 幾夫



甲 18 岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏 23-1

紫波町長 熊谷 泉



甲 19 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅 13-123

矢巾町長 川村 光朗



甲 20 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40-40-71

西和賀町長 細井 洋行



甲 21 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1

金ヶ崎町長 高橋 由一



甲 22 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

平泉町長 菅原正義



甲 23 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 96-1

住田町長 多田欣一



甲 24 岩手県上閉伊郡大槌町上町 1-3

大槌町長 碓川豊



甲 25 岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3-20

山田町長 佐藤信逸



甲 26 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

岩泉町長 伊達勝身



甲 27 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

田野畑村長 石原弘



甲 28 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

軽米町長 山本賢一



甲 29 岩手県九戸郡野田村大字野田 20-14

野田村長 小田祐士



甲 30 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6

九戸村長 五枚橋久夫



甲 31 岩手県九戸郡洋野町種市 23-27

洋野町長 水上信宏



甲 32 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9

一戸町長 稲葉暉



乙 東京都千代田区岩本町 2-5-11

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川健司



災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1 この実施細目は、災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定(以下「協定」という。)第14条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「管路協」という。)より発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル(以下「復旧支援マニュアル」という。)を参考にするものとする。

(復旧支援の対象施設)

第2 協定による復旧支援は、岩手県内の下水道管路施設の復旧支援を主とするが、集落排水施設等下水道類似施設の管路施設、水路等の施設が地震、豪雨等の災害で被害を受け、被災した岩手県及び県内市町村(以下「被災自治体」という。)から復旧支援の要請を管路協が受けた場合は、本協定を準じて適用することができるものとする。

(復旧支援の内容)

第3 管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、以下のとおりとする。ただし、被災自治体より他の業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上実施するものとする。(復旧支援マニュアル参照)

- (1) 緊急調査：重要な施設を中心に地上から下水道管路施設の被害状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害等を発見するために行う調査。
- (2) 緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対して緊急に行う措置。
- (3) 応急復旧工事：構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う復旧工事。
- (4) 一次調査：応急復旧又は本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。
- (5) 二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的として、異常原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。

2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないように管路協は被災自治体の指示に従って行うものとする。特に、被災自治体から他の民間コンサル等が別途業務委託を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要となることに留意すること。

(復旧支援の要請)

- 第4 被災自治体の下水道管路施設管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第4条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第5条、第6条及び第11条の規定により、被災自治体の復旧支援要請窓口(事務局)となっている岩手県県土整備部下水道環境課の総括課長(以下「下水道環境課総括課長」という。)に対し、災害の状況、支援活動日時、支援活動場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書(様式第1)により要請するものとする。
- 2 前項の規定に基づき被災自治体より要請を受けた下水道環境課総括課長は、管路協の窓口(事務局)である公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会(以下「岩手県部会」という。)に対し、支援要請を取りまとめた文書(様式第2)により復旧支援要請をするものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができないときは、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとする。ただし、事後においては、速やかに文書を提出するものとする。
 - 4 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

(復旧支援に要する費用)

- 第5 被災自治体は、第3第1項の規定に基づく復旧支援業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。
- 2 前項の費用については、被災自治体と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体が支払うものとする。

(労災及び損害補償)

- 第6 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。
- 2 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、第三者に損害を与えた場合は、被災自治体及び管路協の両者協議のうえ、対処するものとする。

(連絡窓口)

- 第7 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年3月28日から施行する。

様式第1 (第4関係)

第 号
平成 年 月 日

岩手県県土整備部下水環境課
総括課長 ○○ ○○ 様
(復旧支援に係る甲の事務局)

○○○市町村長名 印
(甲○)

復旧支援要請書

「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定細目」第4の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況

2. 支援活動日時

平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

3. 支援活動場所

4. 支援活動内容

5. 要請担当者及び連絡先

○○○市町村○○○部○○○課
担当者名
連絡先 (電話)
(FAX)
(E-mail)

6. その他

様式第2 (第4関係)

下 水 第 号
平 成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会東北支部
岩手県部会長 伊藤 智仁 様
(復旧支援に係る乙の事務局)

岩手県県土整備部下水環境課
総括課長 ○○ ○○ 印
(復旧支援に係る甲の事務局)

復旧支援要請書

「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定細目」第4の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 県内の復旧支援要請自治体一覧

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者 及び連絡先
岩手県 (甲1)					
○○市 (甲○)					
○○町 (甲○)					
○○村 (甲○)					

※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容等によって適宜変更して提出することができる。

2. その他

甲事務局担当者	所属	県庁下水環境課	職名		氏名	
	担当名		電話		FAX	

別紙 連絡窓口 (第7関係)

平成26年3月現在

整理番号	自治体等名	部	等	課	等
甲1	岩手県	県土整備部		下水環境課	
甲2	盛岡市	上下水道局		総務課	
甲3	宮古市	上下水道部		下水道課	
甲4	大船渡市	都市整備部		下水道事業所	
甲5	花巻市	上下水道部		下水道課	
甲6	北上市	上下水道部		下水道課	
甲7	久慈市	建設部		下水道課	
甲8	遠野市	環境整備部		水道事務所	
甲9	一関市	上下水道部		下水道課	
甲10	陸前高田市	建設部		都市計画課	
甲11	釜石市	建設部		下水道課	
甲12	二戸市	建設整備部		下水道課	
甲13	八幡平市	建設部		上下水道課	
甲14	奥州市	都市整備部		下水道課	
甲15	滝沢市	上下水道部		下水道課	
甲16	雫石町			上下水道課	
甲17	岩手町			水道事業所	
甲18	紫波町	建設部		下水道課	
甲19	矢巾町			上下水道課	
甲20	西和賀町			建設課	
甲21	金ヶ崎町			水処理センター	
甲22	平泉町			建設水道課	
甲23	住田町			建設課	
甲24	大槌町	復興局		環境整備課	
甲25	山田町			上下水道課	
甲26	岩泉町			上下水道課	
甲27	田野畑村			建設第一課	
甲28	軽米町			地域整備課	
甲29	野田村			地域整備課	
甲30	九戸村			農林建設課	
甲31	洋野町			水道事業所	
甲32	一戸町	建設部		水環境課	
乙	(公社)日本下水道管路管理業協会	岩手県部会		伊藤組	

災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する変更協定

岩手県（以下「甲1」という。）、盛岡市（以下「甲2」という。）、宮古市（以下「甲3」という。）、大船渡市（以下「甲4」という。）、花巻市（以下「甲5」という。）、北上市（以下「甲6」という。）、久慈市（以下「甲7」という。）、遠野市（以下「甲8」という。）、一関市（以下「甲9」という。）、陸前高田市（以下「甲10」という。）、釜石市（以下「甲11」という。）、二戸市（以下「甲12」という。）、八幡平市（以下「甲13」という。）、奥州市（以下「甲14」という。）、滝沢市（以下「甲15」という。）、雫石町（以下「甲16」という。）、岩手町（以下「甲17」という。）、紫波町（以下「甲18」という。）、矢巾町（以下「甲19」という。）、西和賀町（以下「甲20」という。）、金ケ崎町（以下「甲21」という。）、平泉町（以下「甲22」という。）、住田町（以下「甲23」という。）、大槌町（以下「甲24」という。）、山田町（以下「甲25」という。）、岩泉町（以下「甲26」という。）、田野畑村（以下「甲27」という。）、軽米町（以下「甲28」という。）、野田村（以下「甲29」という。）、九戸村（以下「甲30」という。）、洋野町（以下「甲31」という。）、及び一戸町（以下「甲32」という。）（以下甲1から甲32までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、平成26年3月28日付けで締結した災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定について、協定の一部を次のとおり変更する。

協定書中「洋野町（以下「甲31」という。）及び一戸町（以下「甲32」という。）（以下甲1から甲32までを総称して「甲」という。）を、「洋野町（以下「甲31」という。）、一戸町（以下「甲32」という。）、葛巻町（以下「甲33」という。）及び普代村（以下「甲34」という。）（以下甲1から甲34までを総称して「甲」という。）に改める。

第5条、第12条及び第13条第2項中「甲1から甲32まで」を、「甲1から甲34まで」に改める。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 2月19日

甲1 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県知事 達 増 拓 也



甲2から甲32まで割愛

甲33 岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1

葛巻町長 鈴木重男



甲34 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字額屋13-2

普代村長 経屋伸夫



乙 東京都千代田区岩本町2-5-11

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健



災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定

岩手県（以下「甲1」という。）、盛岡市（以下「甲2」という。）、宮古市（以下「甲3」という。）、大船渡市（以下「甲4」という。）、花巻市（以下「甲5」という。）、北上市（以下「甲6」という。）、久慈市（以下「甲7」という。）、遠野市（以下「甲8」という。）、一関市（以下「甲9」という。）、陸前高田市（以下「甲10」という。）、釜石市（以下「甲11」という。）、二戸市（以下「甲12」という。）、八幡平市（以下「甲13」という。）、奥州市（以下「甲14」という。）、滝沢市（以下「甲15」という。）、雫石町（以下「甲16」という。）、岩手町（以下「甲17」という。）、紫波町（以下「甲18」という。）、矢巾町（以下「甲19」という。）、西和賀町（以下「甲20」という。）、金ケ崎町（以下「甲21」という。）、平泉町（以下「甲22」という。）、住田町（以下「甲23」という。）、大槌町（以下「甲24」という。）、山田町（以下「甲25」という。）、岩泉町（以下「甲26」という。）、田野畑村（以下「甲27」という。）、軽米町（以下「甲28」という。）、野田村（以下「甲29」という。）、九戸村（以下「甲30」という。）、洋野町（以下「甲31」という。）及び一戸町（以下「甲32」という。）（以下甲1から甲32までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、人孔、ポンプ等の付属施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに、乙の復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震・津波による災害
- (2) 豪雨・洪水による災害
- (3) 大規模な事故等による災害
- (4) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の対象施設）

第3条 乙の復旧支援の対象とする施設は、甲の所管する下水道管路施設とする。

（復旧支援の内容）

第4条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の要請）

第5条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、第11条第1号に規定する甲の事務局が甲1から甲32までの支援の要請を取りまとめた上で、次条に定める手続により、第11条第2号に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第7条 乙は、第5条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

（個人情報等の保護）

第8条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第9条 乙は、甲の要請により行った復旧支援業務が終了したときは、速やかに、第11条第1号に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

（広域災害）

第10条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部の指揮に従うものとする。

（事務局）

第11条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、岩手県県土整備部下水道環境課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会とする。

（復旧支援に要する費用）

第12条 第4条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲32までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙の双方から変更又は解除の申出がない場合は、この協定はさらに1年間継続されるものとし、次年度以降も同様とする。
2 乙は、協定の有効期間を継続された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車輛等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲32までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

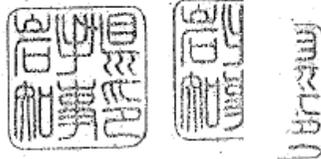
第14条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また同様とするものとする。

この協定を証するため、本書33通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

甲1 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県知事 達 増 拓 也



甲2 岩手県盛岡市覚宕町6-8

盛岡市上下水道事業管理者
平 野 耕 一 郎



甲3 岩手県宮古市長町1-2-1

宮古市長 山 本 正 徳



甲4 岩手県大船渡市盛町字津野沢15

大船渡市長 戸 田 公 明



甲5 岩手県花巻市花城町9-30

花巻市長 上 田 東



甲6 岩手県北上市芳町1-1

北上市長 高 橋 敏 彦



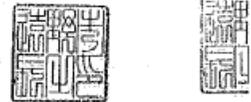
甲7 岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市長 遠 藤 謙 一



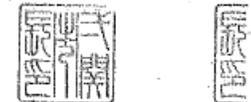
甲8 岩手県遠野市東館町8-12

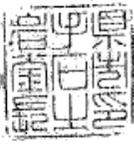
遠野市長 木 田 敏 秋

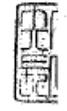
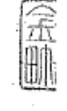


甲9 岩手県一関市竹山町7-2

一関市長 勝 部 修



- 甲 10 岩手県陸前高田市高田町字鳴石 42-5
陸前高田市長 戸羽 太  
- 甲 11 岩手県釜石市只越町 3-9-13
釜石市長 野田 武 則  
- 甲 12 岩手県二戸市福岡字川又 47
二戸市長 藤原 洋  
- 甲 13 岩手県八幡平市大更 35-62
八幡平市長 田村 正 彦  
- 甲 14 岩手県奥州市水沢区大手町 1-1
奥州市長 小沢 昌 記  
- 甲 15 岩手県滝沢市中鞆町 55
滝沢市長 柳村 典 秀  

- 甲 16 岩手県岩手郡磐石町千刈田 5-1
磐石町長 深谷 政 光  
- 甲 17 岩手県岩手郡岩手町大字五日市 10-44
岩手町長 民部田 幾 夫  
- 甲 18 岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏 23-1
紫波町長 熊谷 泉  
- 甲 19 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅 13-123
矢巾町長 川村 光 朗  
- 甲 20 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40-40-71
西和賀町長 細井 洋 行  
- 甲 21 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1
金ヶ崎町長 高橋 由 一  

甲 22 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

平泉町長 菅原正義



甲 23 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 96-1

住田町長 多田欣一



甲 24 岩手県上閉伊郡大槌町上町 1-3

大槌町長 碓川



甲 25 岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3-20

山田町長 佐藤信逸



甲 26 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

岩泉町長 伊達勝身



甲 27 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

田野畑村長 石原弘



甲 28 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

軽米町長 山本賢一



甲 29 岩手県九戸郡野田村大字野田 20-14

野田村長 小田祐士



甲 30 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6

九戸村長 五枚橋久夫



甲 31 岩手県九戸郡洋野町種市 23-27

洋野町長 水上信宏



甲 32 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9

一戸町長 稲葉 肇



乙 東京都千代田区岩本町 2-5-11

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司



災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定実施細目

(趣旨等)

- 第1 この実施細目は、災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定(以下「協定」という。)第14条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。
- 第2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「管路協」という。)より発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル(以下「復旧支援マニュアル」という。)を参考にするものとする。

(復旧支援の対象施設)

- 第2 協定による復旧支援は、岩手県内の下水道管路施設の復旧支援を主とするが、集落排水施設等下水道類似施設の管路施設、水路等の施設が地震、豪雨等の災害で被害を受け、被災した岩手県及び県内市町村(以下「被災自治体」という。)から復旧支援の要請を管路協が受けた場合は、本協定を準じて適用することができるものとする。

(復旧支援の内容)

- 第3 管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、以下のとおりとする。ただし、被災自治体より他の業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上実施するものとする。(復旧支援マニュアル参照)

- (1) 緊急調査：重要な施設を中心に地上から下水道管路施設の被害状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害等を発見するために行う調査。
- (2) 緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対して緊急に行う措置。
- (3) 応急復旧工事：構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う復旧工事。
- (4) 一次調査：応急復旧又は本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。
- (5) 二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的として、異常原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。

復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう管路協は被災自治体の指示に従って行うものとする。特に、被災自治体から他の民間コンサル等が別途業務委託を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要となることに留意すること。

(復旧支援の要請)

- 第4 被災自治体の下水道管路施設管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第4条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第5条、第6条及び第11条の規定により、被災自治体の復旧支援要請窓口(事務局)となっている岩手県県土整備部下水道環境課の総括課長(以下「下水道環境課総括課長」という。)に対し、災害の状況、支援活動日時、支援活動場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書(様式第1)により要請するものとする。
- 前項の規定に基づき被災自治体より要請を受けた下水道環境課総括課長は、管路協の窓口(事務局)である公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会(以下「岩手県部会」という。)に対し、支援要請を取りまとめた文書(様式第2)により復旧支援要請をするものとする。
- 前2項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができないときは、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとする。ただし、事後においては、速やかに文書を提出するものとする。
- 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

(復旧支援に要する費用)

- 第5 被災自治体は、第3第1項の規定に基づく復旧支援業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。
- 前項の費用については、被災自治体と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体が支払うものとする。

(労災及び損害補償)

- 第6 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。
- 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、第三者に損害を与えた場合は、被災自治体及び管路協の両者協議のうえ、対処するものとする。

(連絡窓口)

- 第7 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年3月28日から施行する。

様式第1 (第4関係)

第 号
平成 年 月 日

岩手県県土整備部下水環境課
総括課長 ○○ ○○ 様
(復旧支援に係る甲の事務局)

○○○市町村長名 印
(甲○)

復旧支援要請書

「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定細目」第4の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況

2. 支援活動日時

平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

3. 支援活動場所

4. 支援活動内容

5. 要請担当者及び連絡先

○○○市町村○○○部○○○課
担当者名
連絡先(電話)
(FAX)
(E-mail)

6. その他

様式第2 (第4関係)

下 水 第 号
平成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会東北支部
岩手県部会長 伊藤 智仁 様
(復旧支援に係る乙の事務局)

岩手県県土整備部下水環境課
総括課長 ○○ ○○ 印
(復旧支援に係る甲の事務局)

復旧支援要請書

「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定細目」第4の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 県内の復旧支援要請自治体一覧

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者 及び連絡先
岩手県 (甲1)					
○○市 (甲○)					
○○町 (甲○)					
○○村 (甲○)					

※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容等によって適宜変更して提出することができる。

2. その他

甲事務局担当者	所属	県庁下水環境課	職名		氏名	
	担当名		電話		FAX	

整理番号	自治体等名	部 等	課 等
甲1	岩手県	県土整備部	下水道環境課
甲2	盛岡市	上下水道局	総務課
甲3	宮古市	上下水道部	施設課
甲4	大船渡市	都市整備部	下水道事業所
甲5	花巻市	上下水道部	下水道課
甲6	北上市	上下水道部	下水道課
甲7	久慈市	建設部	下水道課
甲8	遠野市	環境整備部	水道事務所
甲9	一関市	上下水道部	下水道課
甲10	陸前高田市	建設部	都市計画課
甲11	釜石市	建設部	下水道課
甲12	二戸市	建設整備部	下水道課
甲13	八幡平市	建設部	上下水道課
甲14	奥州市	都市整備部	下水道課
甲15	滝沢市	上下水道部	下水道課
甲16	雫石町		上下水道課
甲17	岩手町		水道事業所
甲18	紫波町	建設部	下水道課
甲19	矢巾町		上下水道課
甲20	西和賀町		建設課
甲21	金ヶ崎町		水処理センター
甲22	平泉町		建設水道課
甲23	住田町		建設課
甲24	大槌町	復興局	環境整備課
甲25	山田町		上下水道課
甲26	岩泉町		上下水道課
甲27	田野畑村		建設第一課
甲28	軽米町		地域整備課
甲29	野田村		地域整備課
甲30	九戸村		農林建設課
甲31	洋野町		水道事業所
甲32	一戸町	建設部	水環境課
甲33	葛巻町		建設水道課
甲34	普代村		建設水産課
乙	(公社)日本下水道管路管理業協会	岩手県部会	伊藤組

7.2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（H8.10.7）

資料編 第3章 災害応急対策計画

3-11 相互応援協力計画

3-11-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援調整市町村）

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

（応援要請等）

第4条 被災市町村は、次に掲げる事実を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

（自主応援）

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待たずともがけないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

（応援費用の負担等）

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（連絡担当課）

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

（情報等の交換）

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

資料編 第3章 災害応急対策計画

（その他）

第9条 その協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市

盛岡市長 桑 島 博

宮古市

宮古市長 菊 池 長右エ門

大船渡市

大船渡市長 甘 竹 勝 郎

水沢市

水沢市長 後 藤 晨

花巻市

花巻市長 渡 邊 勉

北上市

北上市長 高 橋 盛 吉

久慈市

久慈市長 久 慈 義 昭

遠野市

遠野市長 菊 池 正

一関市

一関市長 佐々木 一 朗

陸前高田市

陸前高田市長 菅 野 俊 吾

釜石市

釜石市長 野 田 武 義

江刺市

江刺市長 及 川 勉

二戸市

二戸市長 小 原 豊 明

雫石町

雫石町長 川 口 善 彌

葛巻町

葛巻町長 遠 藤 治 夫

岩手町

岩手町長 田 中 幸 平

西根町

西根町長 工 藤 勝 治

滝沢村

滝沢村長 柳 村 純 一

松尾村

松尾村長 佐々木 正四郎

玉山村

玉山村長 工 藤 久 徳

紫波町

柴波町長 鷹 木 壯 光
 矢巾町
 矢巾町長 高 橋 隆 三
 大迫町
 大迫町長 畠 敏
 石鳥谷町
 石鳥谷町長 大 竹 義 文
 東和町
 東和町長 小 原 秀 夫
 湯田町
 湯田町長 菅 原 信 夫
 沢内村
 沢内村長 内 記 正 志
 金ヶ崎町
 金ヶ崎町長 高 橋 紀 雄
 前沢町
 前沢町長 鈴 木 一 司
 胆沢町
 胆沢町長 千 田 明
 衣川村
 衣川村長 佐々木 秀 康
 花泉町
 花泉町長 小野寺 亮 助
 平泉町
 平泉町長 穂 積 昭 慈
 大東町
 大東町長 小 原 伸 元
 藤沢町
 藤沢町長 佐 藤 守
 千厩町
 千厩町長 藤 野 光 男
 東山町
 東山町長 松 川 誠
 室根村
 室根村長 名 取 涉
 川崎村
 川崎村長 千 葉 莊
 住田町
 住田町長 菅 野 剛
 三陸町
 三陸町長 佐々木 菊 夫
 大槌町
 大槌町長 黒 澤 友 吉
 宮守村
 宮守村長 照 井 春 雄
 田老町
 田老町長 竹 花 達 雄

山田町
 山田町長 黒 澤 孝
 岩泉町
 岩泉町長 八重樫 協 二
 田野畑村
 田野畑村長 早 野 仙 平
 普代村
 普代村長 岩 澤 義 雄
 新里村
 新里村長 山 口 通 男
 川井村
 川井村長 原 眞
 軽米町
 軽米町長 平 澄 芳
 種市町
 種市町長 関 根 重 男
 野田町
 野田町長 中 川 正 勝
 山形村
 山形村長 小笠原 寛
 大野村
 大野村長 柏 木 幸 夫
 九戸村
 九戸村長 伊保内 昭 一
 浄法寺町
 浄法寺町長 砂子田 一 男
 安代町
 安代町長 北 館 義 一
 一戸町
 一戸町長 稲 葉 暉

3-11 相互応援協力計画

3-11-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規定により算出した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
 - (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、資機材等については、借上料、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額
- 2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。
- 3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行なわれるよう、必要な訓練を適宜実施す

るものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

応援調整市町村

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市, 軽米町, 九戸村, 浄法寺町, 一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市, 普代村, 種市町, 野田村, 山形村, 大野村	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市, 雫石町, 葛巻町, 岩手町, 西根町, 滝沢村, 松尾村, 玉山村, 紫波町, 矢巾町, 安代町	北上市	宮古市
宮古	宮古市, 田老町, 山田町, 岩泉町, 田野畑村, 新里村, 川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市, 北上市, 大迫町, 石鳥谷町, 東和町, 湯田町, 沢内村	一関市	釜石市
胆江	水沢市, 江刺市, 金ヶ崎町, 前沢町, 胆沢町, 衣川村	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市, 釜石市, 大槌町, 宮守村	遠野市	江刺市
両磐	一関市, 花泉町, 平泉町, 大東町, 藤沢町, 千厩町, 東山町, 室根村, 川崎村	水沢市	陸前高田市
気仙	大船渡市, 陸前高田市, 住田町, 三陸町	一関市	水沢市

別表第2 (第7条関係)

連絡担当課

地域	市町村名	連絡担当課	電話番号		FAX番号
			防災行政無線	有線電話	
二戸	二戸市	生活環境課	X-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	X-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	X-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	X-441-1	0195-38-2111	38-2161
久慈	一戸町	総務課	X-442-1	0195-33-2111	33-3770
	久慈市	消防防災課	X-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普代村	住民課	X-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	X-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	X-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	X-485-1	0194-72-2111	72-2848
盛岡	大野村	総務課	X-486-1	0194-77-2111	77-4015
	盛岡市	消防防災課	X-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫石町	総務課	X-421-1	0195-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	X-401-1	019-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	X-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	X-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	X-423-1	019-684-2111	684-1517
	松尾村	総務課	X-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	X-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	町民課	X-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	X-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	X-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮古市	消防防災課	X-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	X-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	X-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	X-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	X-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	X-464-1	0193-72-2111	72-3282
川井村	総務課	X-465-1	0193-76-2111	76-2042	

備考1 防災行政無線の「X」は、発信特番(市町村ごとに異なる)であること。

2 [] は、応援調整市町村であること。

地域	市町村名	連絡担当課	電話番号		FAX番号
			防災行政無線	有線電話	
岩手中部	花巻市	消防防災課	X-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	X-20-502-1	0197-64-1122	62-7023
	大迫町	総務課	X-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	X-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	X-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	X-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢内村	総務課	X-507-1	0197-85-2111	85-2119
胆江	水沢市	生活環境課	X-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江刺市	企画調整課	X-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	X-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前沢町	町民課	X-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆沢町	町民課	X-524-1	0197-46-2111	46-4455
釜石	衣川村	総務課	X-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
	釜石市	総務課	X-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠野市	消防防災課	X-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大槌町	総務課	X-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
両盤	宮守村	総務課	X-562-1	0198-67-2111	67-2037
	一関市	企画調整課	X-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花泉市	総務課	X-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平泉町	総務課	X-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大東町	町民課	X-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤沢町	自治振興課	X-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千厩町	町民生活課	X-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東山町	総務課	X-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室根村	住民福祉課	X-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
	川崎村	民生課	X-546-1	0191-43-2111	43-2550
気仙	大船渡市	総務課	X-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総務課	X-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住田町	総務課	X-20-553-1	0192-46-2111	46-3515
	三陸町	総務課	X-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「X」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式(第3条関係)

第 年 月 日

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応援要請書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種類	地震災害 津波災害 風水害 その他 ()			
人的被害	(1) 死者	(2) 行方不明	(3) 重傷者	(4) 軽傷者
	人	人	人	人
住家被害	(1) 全壊	(2) 半壊	(3) 一部破損	(4) その他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎, 学校, 病院, 道路, 鉄道, 港湾, ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・氏名	
担当者名	
電話・FAX番号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の種類

品名(種類・規格等)	数 量	場 所

(2) 職員等の派遣

種 類	活 動 内 容	人 員	場 所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸 路	
空路(ヘリポート等)	
水路(港湾等)	

7.3 大槌町 津波避難マップ

大槌町 津波避難マップ

平成 26 年 5 月 現在

○「津波避難マップ」の活用について

- このマップには、津波からの避難に必要な「避難場所」、「避難施設」、「東日本大震災の津波浸水区域」などを掲載しています。
- 「東日本大震災での避難の教訓」や、「津波の基礎知識」を参考に、身近な「避難場所」やそこに至る安全な避難経路を確認しましょう。特に、「想定外」の津波も考慮し、より安全な避難先を複数確認することが重要です。
- 自分だけでなく、家族や町内会、企業等の単位で避難計画を検討しましょう。

*お問い合わせ先 大槌町危機管理課：0193-42-2111

東日本大震災での避難の教訓

- 「想定外」(ここまで来ない)による逃げ遅れ → 大きな揺れ、津波警報が出たら、迷わず、「率先避難」・「声かけ」 (※1)
- (住所・行動に必要な)「警報待ち」による逃げ遅れ → 情報収集に努めるが、なくても、「率先避難」・「声かけ」 (※2)
- 家族の安否が気になり、逃げ遅れ → 事前の家族会議(てんでんこ事後の「災害伝言ダイヤル」) (※3)
- 避難行動要支援者・支援者の逃げ遅れ → 家族や町内会等で「支援ルール」・「自助ルール」を検討 (※4)
- 退きの屋水範囲での様子見(ここまで来ない) → より安全な高台を目指して「再避難」 (※5)
- 津波浸水による逃げ遅れ → 「徒歩避難」の原則、「車での避難ルール」を地区・町で検討 (※6)
- モノを取りに・安否確認のため低地に戻り、逃げ遅れ → 低地への「戻り」を禁止、「持ち出し袋」(リスト)を準備 (※7)

(*)その他、地域で震災の教訓を語り合い、次世代に継承しましょう！

津波の基礎知識

- 津波は、大きな地震の後に大きな津波が来る
- 津波は、震源が近いほど早く来る
- 津波は、引き波で始まるとは限らない(押し波も)
- 津波は、第1波が最大とは限らない
- 津波は、深いほど速いが、陸上でもオリンピック選手並みの速さ
- 津波は、繰り返し来る
- 津波は、人間の「想定」を超える
- 津波は、警報どおり来るとは限らない
- 津波は、揺れを感じなくても来る(遠地津波)

NO.	所在地	避難場所(高台)・避難施設名	標高(m)	避難場所	避難施設	収容人数
1	町方	小幡神社高台	9	●		
2		大志寺高台	10	●		
3		蓮華寺高山	15	●		
4		中央公民館駐車場	39	●		
5		榎木町高山	10	●		
6		城山公園体育館	30	●	●	500
7	小枝	小枝高山	10	●		
8		田安渡小学校	21	●		
9		大槌稲荷神社(二邊神社)境内	25	●		
10	安渡	安渡大徳院高山	20	●		
11		豊川高台	30	●		
12		吉学校高台	37	●		
13	赤浜	八幡神社境内	20	●		
14		乙丁町高山	15	●		
15		吉原吉原小学校	22	●	●	110
16		吉原吉原中学校	20	●	●	290
17		吉原吉原地区体育館	23	●	●	220
18	吉原吉原	天孫御産神社	20	●		
19		吉原吉原駅前広場	22	●		
20		花蓮児童公園	34	●		
21		吉原寺三光殿	85	●	●	150
22	浪根	交流促進センター	28	●	●	100
23	源水	源水高山(大槌第8夜殿高山)	13	●		
24	大ケ口	大ケ口高山(城山聖林園)	10	●		
25		沢山高山(大槌児童遊園)	10	●		
26	沢山	大槌高等学校体育館	29	●	●	840
27	追又	追又開地高台	17	●		
28	花輪田	生井沢高山(小槌第20夜殿集会所前)	10	●		
29	寺新	白蓮寺子孫伝承館	16	●	●	100
30		小槌地区多目的集会所	74	●	●	50
31		新打集会所	46	●	●	50
32	小槌	旧大槌町民会館	50	●	●	30
33		長井分館(源流館)	295	●	●	60
34		浜野公民館(かみよ稲穂館)	28	●	●	90
35	金沢	旧金沢小学校体育館	115	●	●	390
36		金沢地区生活改善センター	100	●	●	40
37		金沢分館(金沢支所)	120	●	●	130

災害対策本部 TEL:0193-42-2111

電話行動要支援者 緊急連絡先(※1) 下記番号にお電話いただければ、24時間以内の救済内容に限り、緊急のものから繰り返し聞こえることができます。 TEL:0193-42-5390

いびてモバイルメールに 連絡しましょう(※2) 防災情報などが、携帯電話・スマートフォンへのメールアドレスに届きます。下記のURLから登録できます。 <http://www.hghway.pref.taiji.jp/mobile/>

「災害伝言ダイヤル」の使い方(※3) 伝言の録音及び再生により、家族との連絡を可能にするものです。 ○録音する時は 171-1-0193-自宅の電話番号 ○再生する時は 171-2-0193-自宅の電話番号

持ち出し袋の用意をして 命をまもろう(※4) ●水、乾パン、缶詰等の乾食品 ●軍手、靴下、下着、雨具、防寒着 ●常備薬、絆創膏等の救急セット ●現金、保険証、通帳、印鑑等の貴重品 ●懐中電灯、携帯ラジオ、電池 ●懐中電灯のおむつ、乾ミルク、家族の写真等

家族の避難場所を 決めておきましょう(※5) 我が家の避難場所 () 家族の集合場所 ()

※ 避難施設となる学校や体育館等の施設への分館設置を推奨しています。主に、アルファ化米、保存水、ドライミルク、毛布、食生活品、災害用トイレ、発電機等を備蓄しています。
※ 揺れが大きい時は、落下物や転倒しやすいものにご注意しましょう。

※大槌町防災マップへ更新予定 (令和4年度予定)